

2015年12月

公開草案 ED/2015/11

# IFRS第9号「金融商品」のIFRS第4号 「保険契約」との適用

IFRS第4号の修正案

コメント期限：2016年2月8日

IFRS第9号「金融商品」の  
IFRS第4号「保険契約」との適用  
(IFRS第4号の修正案)

コメント期限：2016年2月8日

Exposure Draft ED/2015/11 *Applying IFRS 9 Financial Instruments with IFRS 4 Insurance Contracts* (Proposed amendments to IFRS 4) is published by the International Accounting Standards Board (IASB) for comment only. The proposals may be modified in the light of the comments received before being issued in final form. Comments need to be received by **8 February 2016** and should be submitted in writing to the address below, by email to [commentletters@ifrs.org](mailto:commentletters@ifrs.org) or electronically using our 'Comment on a proposal' page.

All comments will be on the public record and posted on our website unless the respondent requests confidentiality. Such requests will not normally be granted unless supported by good reason, for example, commercial confidence. Please see our website for details on this and how we use your personal data.

**Disclaimer:** The IASB, the IFRS Foundation, the authors and the publishers do not accept responsibility for any loss caused by acting or refraining from acting in reliance on the material in this publication, whether such loss is caused by negligence or otherwise.

International Financial Reporting Standards (including International Accounting Standards and SIC and IFRIC Interpretations), Exposure Drafts and other IASB and/or IFRS Foundation publications are copyright of the IFRS Foundation.

**Copyright © 2015 IFRS Foundation®**

ISBN: 978-1-911040-12-5

**All rights reserved.** Copies of the Exposure Draft may only be made for the purpose of preparing comments to the IASB provided that such copies are for personal or internal use, are not sold or otherwise disseminated, acknowledge the IFRS Foundation's copyright and set out the IASB's address in full.

Except as permitted above no part of this publication may be translated, reprinted, reproduced or used in any form either in whole or in part or by any electronic, mechanical or other means, now known or hereafter invented, including photocopying and recording, or in any information storage and retrieval system, without prior permission in writing from the IFRS Foundation.

The approved text of International Financial Reporting Standards and other IASB publications is that published by the IASB in the English language. Copies may be obtained from the IFRS Foundation. Please address publications and copyright matters to:

IFRS Foundation Publications Department,  
30 Cannon Street, London EC4M 6XH, United Kingdom.  
Tel: +44 (0)20 7332 2730 Fax: +44 (0)20 7332 2749  
Email: [publications@ifrs.org](mailto:publications@ifrs.org) Web: [www.ifrs.org](http://www.ifrs.org)

The Japanese translation of the exposure draft contained in this publication has not been approved by a review committee appointed by the IFRS Foundation. The Japanese translation is copyright of the IFRS Foundation.



The IFRS Foundation logo/the IASB logo/the IFRS for SMEs logo/'Hexagon Device', 'IFRS Foundation', 'IFRS Taxonomy', 'eIFRS', 'IASB', 'IFRS for SMEs', 'IAS', 'IASs', 'IFRIC', 'IFRS', 'IFRSs', 'SIC', 'International Accounting Standards' and 'International Financial Reporting Standards' are Trade Marks of the IFRS Foundation.

Further details of the Trade Marks, including details of countries where the Trade Marks are registered or applied for, are available from the Licensor on request.

The IFRS Foundation is a not-for-profit corporation under the General Corporation Law of the State of Delaware, USA and operates in England and Wales as an overseas company (Company number FC023235) with its principal office as above.

IFRS第9号「金融商品」の  
IFRS第4号「保険契約」との適用  
(IFRS第4号の修正案)

コメント期限：2016年2月8日

公開草案 ED/2015/11 「IFRS 第9号『金融商品』のIFRS 第4号『保険契約』との適用」(IFRS 第4号の修正案)は、コメントを求めることだけを目的に、国際会計基準審議会 (IASB) が公表したものである。この提案は、最終の形となる前に、寄せられたコメントを考慮して修正されることがある。コメントは、**2016年2月8日**までに到着する必要がある、下記の宛先に文書で提出するか、[commentletters@ifrs.org](mailto:commentletters@ifrs.org) への電子メール又は我々の 'Comment on a proposal' のページを用いて電子的に提出されたい。

すべてのコメントは公開の記録に記載され、我々のウェブサイトに掲載される。回答者が秘密扱いを求める場合は例外とする。そうした要求は、例えば商業的な守秘事項のような正当な理由がある場合を除き、通常は認められない。この点及び回答者の個人データを我々がどのように使用するのかの詳細については、我々のウェブサイトを参照されたい。

**注意書き：**IASB、IFRS 財団、著者及び出版社は、本公表物の内容を信頼して行為を行うか又は行為を控えることによって生じる損失については、当該損失が過失により生じたものであれ他の原因によるものであれ、責任を負わない。

国際財務報告基準 (国際会計基準並びに SIC 及び IFRIC の解釈指針を含む)、公開草案、及び他の IASB ないしは IFRS 財団の公表物は、IFRS 財団の著作物である。

#### コピーライト © 2015 IFRS Foundation®

**不許複製・禁無断転載：**本公開草案のコピーは、IASB へのコメントを作成する目的でのみ作成できる。そうしたコピーは、個人用又は内部用で、販売又は他の方法で配布せず、IFRS 財団の著作権を明記し、かつ、IASB のアドレスを完全に表示することを条件とする。

上記により許可された場合を除き、本公表物のどの部分も、全体にせよ一部分にせよ、また、複写及び記録を含む電子的、機械的その他の方法 (現在知られているものも今後発明されるものも) であれば、情報保管・検索システムにおいてであれば、いかなる形態でも、IFRS 財団からの書面による事前の許可なしに、翻訳・転載・複製又は利用してはならない。

国際財務報告基準及び他の IASB 公表物の承認されたテキストは、IASB が英語で公表したものである。コピーは IFRS 財団から入手できる。公表物及び著作権については下記に照会のこと。

IFRS Foundation Publications Department,  
30 Cannon Street, London EC4M 6XH, United Kingdom.  
Tel: +44 (0)20 7332 2730 Fax: +44 (0)20 7332 2749  
Email: [publications@ifrs.org](mailto:publications@ifrs.org) Web: [www.ifrs.org](http://www.ifrs.org)

本公表物に含まれている公開草案の日本語訳は、IFRS 財団が指名したレビュー委員会による承認を経ていない。当該日本語訳は、IFRS 財団の著作物である。



IFRS 財団ロゴ/IASB ロゴ/IFRS for SMEs ロゴ/ 'Hexagon Device'、'IFRS Foundation'、'IFRS Taxonomy'、'eIFRS'、'IASB'、'IFRS for SMEs'、'IAS'、'IASs'、'IFRIC'、'IFRS'、'IFRSs'、'SIC'、'International Accounting Standards' 及び 'International Financial Reporting Standards' は、IFRS 財団の商標である。

商標についてのより詳細な情報 (商標が登録又は適用されている国々の詳細など) は、要求に応じて許諾権者から利用可能である。

IFRS 財団は、米国デラウェア州の一般会社法に基づく非営利法人であり、主たる事務所を上記に置いて海外会社としてイングランド及びウェールズで活動している (会社番号: FC023235)。

# 目次

開始ページ

はじめに

今後のステップ

コメント募集

コメント提出者への質問

コメントの方法

[案] IFRS 第 4 号「保険契約」の修正

[案] 付録 A の修正——用語の定義

[案] 他の基準の修正

審議会による 2015 年 12 月公表の公開草案「IFRS 第 9 号『金融商品』の IFRS 第 4 号『保険契約』との適用」(IFRS 第 4 号の修正案)の承認

公開草案「IFRS 第 9 号『金融商品』の IFRS 第 4 号『保険契約』との適用」(IFRS 第 4 号の修正案)に関する結論の根拠

代替的見解

付録 A——報告企業レベルでの支配的の判定

付録 B——報告企業よりも下のレベルでの支配的の判定

## はじめに

---

国際会計基準審議会（IASB）が公表した本公開草案の内容は、IFRS 第 4 号「保険契約」の修正案である。これらの修正は、IFRS 第 9 号「金融商品」と今後公表予定の新しい保険契約基準の発効日の相違に関する一部の利害関係者の懸念に対処するように設計されている。

2014 年 7 月に、IASB は IFRS 第 9 号の完成版を公表した。IFRS 第 9 号は、金融商品の認識及び測定に関する要求事項を示している。これは IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」を置き換えるものであり、発効日は 2018 年 1 月 1 日で、早期適用を認めている。

IASB は IFRS 第 4 号「保険契約」を置き換えるプロジェクトにおいても進んだ段階にある。しかし、IASB は新しい保険契約基準の公表後に約 3 年間の導入期間を設ける予定である。したがって、新しい保険契約基準の強制発効日は、最も早い場合でも IFRS 第 9 号の発効日の後となる。

一部の利害関係者（特に、保険者とその代表機関）は、IASB は保険者が IFRS 第 9 号の発効日を新しい保険契約基準の発効日に合わせるために IFRS 第 9 号の適用を延期することを認める（すなわち、保険者に IFRS 第 9 号の適用の一時的免除を与える）べきであると提案してきた。彼らは以下の理由を挙げている。

- (a) 財務諸表利用者が、IFRS 第 9 号を新しい保険契約基準の前に適用した場合に純損益に生じる可能性のある追加的な会計上のミスマッチと一時的なボラティリティを理解するのに困難を感じる可能性がある。
- (b) IFRS 第 4 号の範囲に含まれる契約を発行する一部の企業が、新しい保険契約基準の影響を十分に評価できるようになる前に IFRS 第 9 号の分類及び測定の要求事項を適用しなければならなくなることについて、懸念を表明している。
- (c) 短期間に 2 組の大幅な会計上の変更があると、財務諸表の利用者と作成者の両方にとって多大なコストと労力を生じる可能性がある。

これらの懸念は、少なくとも部分的には、現行の基準を修正する必要なしに対処できる（例えば、IFRS 第 4 号の現行の会計処理の要求事項、新しい保険契約基準の経過措置及び自発的な開示の拡充を使用することによって）。しかし、一部の人々は、現行基準を修正しないと、IFRS 第 9 号と新しい保険契約基準の発効日の相違に関して示されたこれらの懸念に適切に対処することは困難であろうと考えている。このため、IASB は下記のものを導入することを提案している。

- (a) IFRS 第 4 号の範囲に含まれる契約を発行する企業に対して、指定された金融資産から生じた収益又は費用の一部を純損益からその他の包括利益に振り替えることを認める選択肢（「上書きアプローチ」）
- (b) 支配的活動が IFRS 第 4 号の範囲に含まれる契約の発行である企業に対して、IFRS 第 9 号の適用を一時的に免除する選択肢。この一時的免除は、もっぱら IFRS 第 4 号の範囲に含まれる契約を生じる活動に従事しているために IFRS 第 9 号と新しい保険契約基準の発効日の相違の影響を最も大きく受ける企業に的を絞っている。

デュー・プロセス監督委員会からの承認を得て、IASB は本公開草案について 60 日のコメント期間を設定した。IASB の「デュー・プロセス・ハンドブック」では、事項の範囲が狭く緊急性がある場合には、公開草案について標準的な最短期間の 120 日より短いコメント期間を認めている。IASB の考えでは、本公開草案における提案は範囲が狭く（影響を与えるのは IFRS 第 4 号の範囲に含まれる契約を発行する一部の企業のみであるため）、かつ、緊急性がある（これらの提案から生じる IFRS 第 4 号の修正は、提案の影響を受ける人々が修正を適用できるように、IFRS 第 9 号の発効日より十分に前に準備されている必要があるため）。

## 今後のステップ

IASB は、本提案に対して受け取るコメントを検討し、IFRS 第 4 号の修正案を進めるかどうかを決定する。IASB は再審議を 2016 年にできるだけ早く完了させるつもりである。

## コメント募集

IASB は、本公開草案における修正案、特に下記の質問についてコメントを募集している。コメントは次のようなものであれば非常に有用である。

- (a) 記載された質問にコメントしている。
- (b) そのコメントが関連する具体的な項を明記している。
- (c) 明確な論拠を含んでいる。
- (d) 該当のある場合、IASB が考慮すべき代替案を記載している。

IASB は、本公開草案で扱っていない IFRS 第 4 号における事項についてはコメントを求めている。コメントは、2016 年 2 月 8 日までに到着するよう書面で提出されたい。

### コメント提出者への質問

#### 質問 1——提起された懸念への対処

BC9 項から BC21 項では、IFRS 第 9 号と新しい保険契約基準の発効日の相違に関して一部の利害関係者から提起された次のような懸念を記述している。

- (a) 財務諸表利用者が、IFRS 第 9 号を新しい保険契約基準の前に適用した場合に純損益に生じる可能性のある追加的な会計上のミスマッチと一時的なボラティリティを理解するのに困難を感じる可能性がある (BC10 項から BC16 項)。
- (b) IFRS 第 4 号の範囲に含まれる契約を発行する一部の企業が、新しい保険契約基準の影響を十分に評価できるようになる前に IFRS 第 9 号の分類及び測定の要求事項を適用しなければならなくなることについて、懸念を示している (BC17 項から BC18 項)。
- (c) 短期間に 2 組の大幅な会計上の変更があると、財務諸表の利用者と作成者の両方にとって多大なコストと労力を生じる可能性がある (BC19 項から BC21 項)。

本公開草案における提案は、これらの懸念に対処するように設計されている。

IASB がこれらの懸念への対処を図るべきであることに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

#### 質問 2——上書きアプローチと IFRS 第 9 号適用の一時的免除の両方を提案したこと

IASB は、IFRS 第 4 号を次のように修正することによって、BC9 項から BC21 項に記述された懸念に対処することを提案している。

- (a) IFRS 第 4 号の範囲に含まれる契約を発行する企業に対して、下記に該当する指定された金融資産から生じた収益又は費用の一部を純損益からその他の包括利益に振り替えることを認める (「上書きアプローチ」) (BC24 項から BC25 項参照)。
  - (i) IFRS 第 9 号を適用して全体が純損益を通じた公正価値で測定される。しかし、
  - (ii) IAS 第 39 号を適用していたならばそのようには測定されなかったであろう。

- (b) 支配的活動が IFRS 第 4 号の範囲に含まれる契約の発行である企業に対して、IFRS 第 9 号の適用を一時的に免除する選択肢を設ける（「IFRS 第 9 号の適用の一時的免除」）（BC26 項から BC31 項参照）。

上書きアプローチと IFRS 第 9 号の適用の一時的免除の両方を設けることに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

提案されている修正のうち一方だけが必要と考える場合には、どちらが必要なのか及びその理由を説明されたい。

### 質問 3——上書きアプローチ

第 35A 項から第 35F 項及び BC32 項から BC53 項では、上書きアプローチを記述している。

- (a) 第 35B 項及び BC35 項から BC43 項では、どの資産に上書きアプローチが適用できるのかを記述している。記述された資産（かつ、それらのみ）を上書きアプローチに適格とすることに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、その代わりにどのような提案をするか、また、その理由は何か。
- (b) 第 35C 項及び BC48 項から BC50 項では、上書きアプローチを適用して純損益からその他の包括利益に振り替えた金額の表示を検討している。表示について提案しているアプローチに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合には、その代わりにどのような提案をするのか、また、その理由は何か。
- (c) 上書きアプローチについて他に何かコメントがあるか。

### 質問 4——IFRS 第 9 号の適用の一時的免除

第 20A 項及び BC58 項から BC60 項に記述しているように、本公開草案は、支配的活動が IFRS 第 4 号の範囲に含まれる企業のみが IFRS 第 9 号の適用の一時的免除に適格となり得ると提案している。

- (a) IFRS 第 9 号の適用の一時的免除についての適格性は、IFRS 第 4 号の範囲に含まれる契約の発行が企業の支配的活動であるのかどうかを基礎とすべきであることに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、その代わりにどのような提案をするか、また、その理由は何か。

第 20C 項及び BC62 項から BC66 項に記述しているように、本公開草案は、企業の支配的活動が IFRS 第 4 号の範囲に含まれる契約の発行であるのかどうかを、IFRS 第 4 号の範囲に含まれる契約から生じた負債の帳簿価額を負債の合計帳簿価額（IFRS 第 4 号の範囲に含まれる契約から生じた負債を含む）と比較することによって企業が判定することを提案している。

- (b) 企業が自らの支配的活動をこのようにして判定すべきであることに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。支配的であることを別の方法で判定すべきだと考える場合には、提案するアプローチ及びその理由を記述されたい。

BC55 項から BC57 項では、企業は報告企業の支配的活動を全体として判定する（すなわち、報告企業レベルでの評価）という IASB の提案を説明している。

- (c) 企業が自らの支配的活動を報告企業レベルで判定するという提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、その代わりにどのような提案をするか、また、その理由は何か。

### 質問 5——上書きアプローチと IFRS 第 9 号の適用の一時的免除を任意とすべきか

BC78 項から BC81 項で説明しているように、本公開草案は、上書きアプローチと IFRS 第 9 号の適用の一時的免除の両方を、要件を満たす企業に対して任意とすることを提案している。このアプローチと整合的に、BC45 項及び BC76 項では、企業は新しい保険契約基準が適用される前にそれらのアプローチの適用を中止することが認められると説明している。

- (a) 上書きアプローチと IFRS 第 9 号の適用の一時的免除を任意とすることに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。
- (b) 企業が上書きアプローチ又は IFRS 第 9 号の適用の一時的免除の適用を、新しい保険契約基準が適用される前の任意の事業年度の期首から停止することを認めるという提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

### 質問 6——IFRS 第 9 号の適用の一時的免除の期限満了日

第 20A 項及び BC77 項では、IFRS 第 9 号の適用の一時的免除は 2021 年 1 月 1 日以後開始する事業年度の期首において期限満了とすべきであると提案している。

一時的免除に期限満了日を設けることに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

2021 年 1 月 1 日以後開始する事業年度という期限満了日の提案に同意するか。同意しない場合、どのような期限満了日を提案するか、また、その理由は何か。

## コメントの方法

コメントは次のいずれかの方法で提出のこと。

**電子的に** ‘ Comment on a proposal page’ ([go.ifrs.org/comment](https://go.ifrs.org/comment) にある) にアクセス  
(推奨している方法)

**電子メール** 電子メールでのコメントの送付先: [commentletters@ifrs.org](mailto:commentletters@ifrs.org)

**郵 送** IFRS Foundation  
30 Cannon Street  
London EC4M 6XH  
United Kingdom

すべてのコメントは公開の記録に記載され、我々のウェブサイトに掲載される。回答者が秘密扱いを求める場合は例外とする。そうした要求は、例えば商業的な守秘事項のような正当な理由がある場合を除き、通常は認められない。この点及び回答者の個人データを我々がどのように使用するのかの詳細については、我々のウェブサイトを参照されたい。

## [案] IFRS 第 4 号「保険契約」の修正

第 3 項及び第 13 項の上の表題を修正する。新たな表題を第 20 項、第 35 項及び第 37 項の下に追加し、第 20A 項から第 20G 項、第 35A 項から第 35F 項、第 37A 項から第 37D 項及び第 41I 項から第 41K 項を追加する。削除する文言に取消線、新規の文言に下線を付している。

### 範 囲

...

3 本基準は、第45項の経過措置を除き、保険者の保有する金融資産や保険者の発行する金融負債の会計処理（IAS 第32号「金融商品：表示」、IFRS 第7号及び IFRS 第9号「金融商品」参照）など、保険者の会計におけるその他の側面は取り扱わない。ただし、次のものは除く。

(a) 第20A 項 [案] は、支配的活動が本基準の範囲に含まれる契約の発行である企業に、IFRS 第9号の適用の一時的免除を提供している。企業がこの一時的免除を選択する場合には、IFRS 第9号ではなく IAS 第39号「金融商品：認識及び測定」<sup>1</sup>を適用しなければならず、IFRS 第9号への参照はすべて IAS 第39号への参照に読み替えるべきである（本基準の第20A 項から第20G 項、第35A 項から第35F 項、第37A 項から第37D 項及び第41I 項から第41K 項 [案] における参照を除く）

(b) 第35A 項 [案] は、本基準の範囲に含まれる契約を発行する企業に、適格金融資産に「上書きアプローチ」を適用することを認めている。

(c) 第45項に記述している経過措置

...

### 認識及び測定

#### 他のIFRSIAS 第 8 号の適用の一時的免除

...

#### 一部の企業についての IFRS 第 9 号の適用の一時的免除

**20A** 企業は、次の場合に、かつ、次の場合にのみ、2021 年 1 月 1 日前に開始する事業年度について IFRS 第 9 号ではなく IAS 第 39 号を適用することを認められるが、要求はされない。

- (a) 過去に IFRS 第 9 号<sup>2</sup>のどの版も適用したことがなく（第 20B 項に示す場合は除く）、かつ、  
(b) 支配的活動が本基準の範囲に含まれる契約を発行することである（第 20D 項参照）。

<sup>1</sup> 本基準 [案] における IAS 第 39 号への参照は、IFRS 第 9 号により行われた修正を反映しない版の IAS 第 39 号に対するものである。

<sup>2</sup> IASB は、IFRS 第 9 号の連続的な各版を 2009 年、2010 年、2013 年及び 2014 年に公表した。

- 20B** 企業は、次のようにすることが認められるが、要求はされない。それは、第 20A 項 [案] に記述した IFRS 第 9 号の適用の一時的免除を 2021 年 1 月 1 日前に開始する事業年度に適用するが、それにもかかわらず、2021 年 1 月 1 日前に開始する事業年度について、IFRS 第 9 号の 5.7.1 項(c)、5.7.7 項から 5.7.9 項、7.2.14 項及び B5.7.5 項から B5.7.20 項における、純損益を通じた公正価値で測定するものとして指定した金融負債に係る利得及び損失の表示に関する要求事項のみを適用することである。具体的には、第 20A 項の要求事項を満たす企業は、次のいずれかを行うことが認められるが、要求はされない。
- (a) 過去に IFRS 第 9 号における純損益を通じた公正価値で測定するものとして指定した金融負債に係る利得及び損失の表示に関する要求事項のみを適用したことがある場合に、IFRS 第 9 号の適用の一時的免除を適用する。
- (b) IFRS 第 9 号の適用の一時的免除を適用し、その後 IFRS 第 9 号における純損益を通じた公正価値で測定するものとして指定した金融負債に係る利得及び損失の表示に関する要求事項のみの適用を選択する。そうした企業は、その旨を開示し、IFRS 第 9 号における関連する経過措置を適用し、IFRS 第 7 号 (IFRS 第 9 号 (2010 年) による修正後) の第 10 項から第 11 項に示されている関連する開示を継続的に提供しなければならない。
- 20C** 企業は、自らの支配的活動が本基準の範囲に含まれる契約の発行であるのかどうかを、本基準の範囲に含まれる契約から生じた負債の帳簿価額と企業の負債の合計帳簿価額 (本基準の範囲に含まれる契約から生じた負債を含む) との比較に基づいて決定する。
- 20D** 企業は、自らの支配的活動が本基準の範囲に含まれる契約の発行であるのかどうかの当初の判定を、一時的免除がなければ企業が IFRS 第 9 号の適用開始を要求されることとなる日において第 20C 項 [案] を適用して行わなければならない。その後の各事業年度の末日において、企業は自らの支配的活動が本基準の範囲に含まれる契約の発行であるのかどうかを、企業の組織構造に明白な変化 (例えば、事業の取得又は処分など、企業の支配的活動の変化を生じる可能性のあるもの) があつた場合に、かつ、その場合にのみ、再判定しなければならない。再判定の結果、企業の支配的活動が本基準の範囲に含まれる契約の発行ではなくなっていると企業が結論を下す場合には、企業は IFRS 第 9 号を翌事業年度の期首から適用しなければならない。
- 20E** 第 20A 項 [案] に記述した IFRS 第 9 号の適用の一時的免除の適用を過去に選択した企業は、その後のいずれかの事業年度の期首において、IAS 第 39 号ではなく IFRS 第 9 号を適用することを選択できる。
- 20F** 第 20A 項 [案] に記述した IFRS 第 9 号の適用の一時的免除の適用を中止することを選択するか又は要求される企業は、IFRS 第 9 号の適用開始時に、当該基準における関連する経過措置を使用しなければならない。このような企業は、第 35A 項から第 35F 項 [案] に記述している上書きアプローチを適格金融資産に適用することが認められるが、要求はされない。
- 20G** 企業が第 20A 項 [案] に記述した IFRS 第 9 号の適用の一時的免除の適用を選択する場合には、IFRS 第 9 号への参照はすべて IAS 第 39 号への参照として読むべきである (本基準の第 20A 項から第 20G 項、第 35A 項から第 35F 項、第 37A 項から第 37D 項及び第 41I 項から第 41L 項 [案] における参照を除く)

...

## 表 示

### 上書きアプローチ

- 35A** 本基準の範囲に含まれる契約を発行していて第 35B 項 [案] の要件を満たす企業は、「上書きアプローチ」を適格金融資産に適用することが認められるが、要求はされない。上書きアプローチを適用する企業は、次の両者の差額と同額を純損益からその他の包括利益に振り替えなければならない。
- (a) 適格金融資産について IFRS 第 9 号を適用して純損益に報告した金額
- (b) 当該適格金融資産について IAS 第 39 号を適用していたならば純損益に報告されたであろう金額
- 35B** 金融資産は、次の要件が満たされる場合に、かつその場合にのみ、上書きアプローチに適格となる。
- (a) 本基準の範囲に含まれる契約に関連するものとして指定されている。かつ、
- (b) IFRS 第 9 号を適用して純損益を通じた公正価値で測定されるが、IAS 第 39 号を適用していたならば全体が純損益を通じた公正価値では測定されていなかったであろう。
- 35C** 純損益からその他の包括利益に振り替えた金額は、純損益計算書、その他の包括利益又はその両方において、独立の表示項目として表示しなければならない。純損益からその他の包括利益に振り替えた金額が純損益における個々の表示項目に与える影響は、純損益計算書の本体に表示するか又は財務諸表注記に開示するかのいずれかとしなければならない。
- 35D** 企業が上書きアプローチの適用を選択できるのは、IFRS 第 9 号を最初に適用する場合、又は過去に IFRS 第 9 号の 5.7.1 項(c)、5.7.7 項から 5.7.9 項、7.2.14 項及び B5.7.5 項から B5.7.20 項における純損益を通じた公正価値で測定するものとして指定した金融負債に係る利得及び損失の表示に関する要求事項だけを適用していた後に IFRS 第 9 号を適用する場合のみである。それ以外では、過去に他のいずれかの版の IFRS 第 9 号<sup>3</sup>を適用した企業は上書きアプローチの適用を禁止される。
- 35E** 上書きアプローチを適用する企業は、
- (a) 過去に認識した金融資産と本基準の範囲に含まれる契約との関係に変化があった場合に、かつ、その場合にのみ、当該金融資産を本基準の範囲に含まれる契約に関連するものとして新たに指定することができる。本基準の範囲に含まれる契約に関連するものとして新たに指定した金融資産については、指定日現在の公正価値を新しい償却原価の帳簿価額としなければならない。このような金融資産に係る実効金利は、指定日現在の公正価値に基づいて算定される。
- (b) 過去に認識した金融資産と本基準の範囲に含まれる契約との関係に変化があった場合には、当該金融資産を本基準の範囲に含まれる契約に関連するものとしての指定を解除しなければならない。
- (c) 過去に指定した金融資産が第 35B 項 [案] の適格要件を満たさなくなった場合には、当該金融資産に関してその他の包括利益に累積していた残高を純損益に振り替えなければならない。
- (d) いずれかの事業年度の期首において、上書きアプローチの適用を停止することができる。上書

<sup>3</sup> IASB は、IFRS 第 9 号の連続的な各版を 2009 年、2010 年、2013 年及び 2014 年に公表した。

きアプローチの適用を停止する企業は、IAS 第 8 号を適用して会計方針の変更を会計処理しなければならない。

**35F** 第 35E 項(d) [案] を適用して停止を選択したこと又は本基準の範囲に含まれる契約を発行しなくなったことのいずれかの理由で上書きアプローチの使用を停止する企業は、その後に上書きアプローチを適用してはならない。適格金融資産 (第 35B 項参照) がなくなったことにより上書きアプローチの使用を一時的に停止する企業は、その後に上書きアプローチを適用することができる。

## 開 示

---

### 認識した金額の説明

...

#### IFRS 第 9 号の適用の一時的免除に関する開示

**37A** 企業が第 20A 項 [案] に記述した IFRS 第 9 号の適用の一時的免除の適用を選択する場合には、次のことを開示しなければならない。

- (a) IFRS 第 9 号の適用の一時的免除を適用している旨
- (b) 企業が IFRS 第 9 号の適用の一時的免除に適格であるという結論をどのようにして下したのか
- (c) IFRS 第 9 号の 4.1.2 項(b)及び 4.1.2A 項(b)の条件を満たさないために IFRS 第 9 号を適用していたならば純損益を通じた公正価値で測定されたであろう金融資産について、報告期間の末日現在の公正価値及び報告期間中の公正価値変動
- (d) IFRS 第 9 号を適用していたならば当該基準の 4.1.2 項(b)及び 4.1.2A 項(b)の条件を満たしていたであろうが、売買目的保有でもなく、公正価値ベースで管理されているものでもない金融資産に関して、その固有の信用リスク・エクスポージャー (著しい信用リスクの集中を含む) に関する情報。財務諸表利用者がそれらのリスクを評価できるようにするため、企業は、信用リスク格付けごとに報告期間の末日現在の当該資産の総額での帳簿価額を開示しなければならない。

**37B** 第 20D 項 [案] を適用して、企業の支配的活動が本基準の範囲に含まれる契約の発行ではなくなったと企業が結論を下す場合には、その結論に至った事業年度において、次のことを開示しなければならない。

- (a) IFRS 第 9 号の適用の一時的免除の適用に適格ではなくなった旨
- (b) 適格ではなくなった理由
- (c) 適格ではなくなる原因となった組織構造の変化が生じた日

#### 上書きアプローチに関する開示

**37C** 本基準の第 35A 項から第 35F 項 [案] を適用して、企業が純損益からその他の包括利益に金額を振り替える場合には、報告期間において振り替えた金額をどのように計算したのか及び当該振替が財務諸表に与えた影響を財務諸表利用者が理解できるようにするのに十分な情報を開示しなければならない。

37D 第 37C 項 [案] に準拠するために、企業は次のことを開示しなければならない。

- (a) 当報告期間において上書きアプローチを適用していた旨並びに振り替えた金額が関連する金融資産の帳簿価額及びクラス
- (b) 上書きアプローチを適用する金融資産を決定した根拠
- (c) 当報告期間において純損益からその他の包括利益に振り替えた合計金額の説明（それがどのように得られたのかを財務諸表利用者が理解できる方法で）
- (d) 当報告期間中に企業が金融資産の指定を変更している場合には、
  - (i) 上書きアプローチの範囲に新たに含めた金融資産に関して、当報告期間に純損益からその他の包括利益に振り替えた金額
  - (ii) 当該金融資産を上書きアプローチの範囲から除外していなかったとしたならば当報告期間に純損益からその他の包括利益に振り替えられていたであろう金額
  - (iii) 指定が解除された金融商品に関してその他の包括利益に累積されていた残高の振替から生じた当報告期間に純損益に報告した金額（第 35E 項(c) [案] 参照）
- (e) 第 35A 項 [案] に示した振替が純損益計算書の個々の表示項目に与えた影響（この情報が純損益計算書の本体に表示されていない場合）

...

## 発効日及び経過措置

---

...

### [一時的免除についてのみ]

41I [日付] 公表の [案] 「IFRS 第 9 号『金融商品』の IFRS 第 4 号『保険契約』との適用」(IFRS 第 4 号の修正) により、第 3 項及び第 13 項の上の表題が修正され、第 20A 項から第 20G 項及び第 37A 項から第 37B 項が追加された。企業は当該修正を 2018 年 1 月 1 日以後に開始する事業年度に適用しなければならない。

41J 第 20A 項に記述している IFRS 第 9 号の適用の一時的免除の適用を選択する企業は、第 37A 項(c) 及び第 37A 項(d)で要求している開示を行う際に、それらの開示のために要求される評価を行うことに関連性のある IFRS 第 9 号における経過措置を使用しなければならない。この目的上の適用開始日は、2018 年 1 月 1 日以後開始する最初の事業年度の期首であると仮定しなければならない。

...

### [上書きアプローチについてのみ]

41K [日付] 公表の [案] 「IFRS 第 9 号『金融商品』の IFRS 第 4 号『保険契約』との適用」(IFRS 第 4 号の修正) により、第 3 項及び第 13 項の上の表題が修正され、第 35A 項から第 35F 項及び第 37C 項から第 37D 項が追加された。企業は当該修正を IFRS 第 9 号「金融商品」を最初に適用する時に適用しなければならない。第 35A 項 [案] に記述した上書きアプローチの適用を選択する企業は、次のことを行わなければならない。

- (a) 当該アプローチを IFRS 第 9 号への移行時に適格金融資産に遡及適用する。したがって、企業は、IFRS 第 9 号を適用して算定した適格金融資産の公正価値と IAS 第 39 号を適用して算定したそれらの帳簿価額の差額と同額を、その他の包括利益に累積された期首残高の修正として認識しなければならない。
- (b) 企業が IFRS 第 9 号に従って比較情報を修正再表示する場合に、かつ、その場合にのみ、上書きアプローチを反映するように比較情報を修正再表示する。



## 【案】他の基準の修正

IASBは、IFRS第4号の修正案を最終確定する場合には、下記の修正を行う予定である。

基準	修正の概要
すべてのIFRS	IASBがIFRS第4号の修正案を最終確定する場合には、IFRS全体にわたり、第20A項から第20G項〔案〕におけるIFRS第9号の適用の一時的免除を適用する企業は、一時的免除を適用しなければIFRS第9号「金融商品」の付録Cに従って行われるはずの修正をしないでIFRSを適用すべきである旨を示す予定である。
IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」	<ul style="list-style-type: none"> <li>● IFRS第1号の付録Bに見出しと新しい項を次のように追加する。  <b>IFRS第4号「保険契約」</b>  初度適用企業は、IFRS第4号の第20A項から第20G項〔案〕におけるIFRS第9号の適用の一時的免除又はIFRS第4号の第35A項から第35F項〔案〕における上書きアプローチを適用してはならない。</li> <li>● IFRS第1号のD4項を次のように修正する。  初度適用企業は、IFRS第4号「保険契約」の第40項から第45項の経過措置を適用することができる。IFRS第4号は、初度適用企業によって行われた変更を含む、保険契約の会計方針の変更を禁じている。<u>初度適用企業は、IFRS第4号の第41I項及び第41J項を適用してはならない。</u></li> </ul>

## 審議会による 2015 年 12 月公表の公開草案「IFRS 第 9 号『金融商品』の IFRS 第 4 号『保険契約』との適用」(IFRS 第 4 号の修正案) の承認

---

公開草案「IFRS 第9号『金融商品』の IFRS 第4号『保険契約』との適用」(IFRS 第4号の修正案) は、国際会計基準審議会の14名の審議会メンバーのうち11名により公表が承認された。フィネガン氏、マキントッシュ氏及びトーカー女史は、公表に反対票を投じた。彼らの代替的見解は、本公開草案に関する結論の根拠の後に示している。

ハンス・フーガーホースト

議長

イアン・マキントッシュ

副議長

スティーブン・クーパー

フィリップ・ダンジョウ

アマロ・ゴメス

マルティン・エーデルマン

パトリック・フィネガン

ゲイリー・カブレック

スザンヌ・ロイド

鶯地 隆継

ダレル・スコット

徐 正雨

メアリー・トーカー

張 為国

## 公開草案「IFRS 第9号『金融商品』のIFRS 第4号『保険契約』との適用」(IFRS 第4号の修正案)に関する結論の根拠

この結論の根拠は、修正案に付属しているが、その一部を構成するものではない。

### 背景

---

- BC1 この結論の根拠は、公開草案「IFRS 第9号『金融商品』のIFRS 第4号『保険契約』との適用」で提案している修正を開発した際の国際会計基準審議会 (IASB) の検討事項を要約している。個々のIASBメンバーにより、議論での重点の置き方は異なっていた。
- BC2 2014年7月に、IASBはIFRS第9号の完成版を公表した。IFRS第9号は、金融商品の認識及び測定に関する要求事項を示している。これはIAS第39号「金融商品：認識及び測定」を置き換えるものであり、発効日は2018年1月1日で、早期適用を認めている。
- BC3 IASBはIFRS第4号「保険契約」も置き換えるつもりである。IFRS第4号を置き換えるプロジェクトは進んだ段階にある。しかし、しかし、IASBは当該基準の公表後に企業が新しい保険契約基準を導入するための約3年の期間を設ける予定である。したがって、新しい保険契約基準の強制発効日は、最も早い場合でもIFRS第9号の発効日の後となる。
- BC4 一部の利害関係者（特に、保険者とその代表機関）は、IFRS第9号と新しい保険契約基準の発効日の相違に関して懸念を表明してきた。こうした懸念を表明している人々の一部は、IASBは保険者がIFRS第9号の発効日を新しい保険契約基準の発効日に合わせるためにIFRS第9号の適用を延期することを認める（すなわち、保険者にIFRS第9号の適用の一時的免除を与える）べきであると提案してきた<sup>4</sup>。
- BC5 示された懸念をより適切に理解するため、IASBのメンバー及びスタッフは、一連のアウトリーチ会合や電話会談を利害関係者（保険者とその代表機関を含む）や財務諸表利用者と実施した。これらのアウトリーチ会合からのフィードバックを考慮して上で、IASBは、IFRS第9号と新しい保険契約基準の発効日の相違に関して示された懸念に対処する方法を検討することを決定した。
- BC6 IASBは、IFRS第9号の適用の一時的免除を**すべての**保険者について提案しているわけではない。これは、IFRS第9号は金融商品の会計処理における大きな改善を導入するものであり、IASBはこれが適時に適用されるべきであると考えているからである。これらの改善は、保険契約を発行する企業については特に重要である。金融商品に対する多額の投資を保有しているからである。IFRS第9号で導入された改善には、次のものがある。
- (a) 新しい将来予測的な予想信用減損の要求事項及びIFRS第7号「金融商品：開示」における関連する開示要求。これは、保険者の金融資産の信用度をより適切に描写し、信用リスク及び当該リスクの管理方法に関してのより適切な情報を提供するものとなる。
  - (b) 分類及び測定の要求事項。これは保険者が金融資産をどのように管理しているのかをより適切に描写するものとなる。
  - (c) 改善されたヘッジ会計モデル及びそれに関連したリスク管理に関する開示

---

<sup>4</sup> IFRS第4号における現行の用語法との整合性のため、本公開草案では「IFRS第9号の延期」ではなく「IFRS第9号の適用の一時的免除」に言及している。

BC7 IFRS 第 9 号の適用の一時的免除をすべての保険者について提案するのではなく、本公開草案では次のことを提案している。

- (a) IFRS 第 4 号の範囲に含まれる契約を発行する企業が指定された金融資産から生じた収益又は費用の一部を純損益からその他の包括利益 (OCI) に振り替える選択肢の導入 (「上書きアプローチ」) (BC24 項から BC25 項)
- (b) 支配的活動が IFRS 第 4 号の範囲に含まれる契約の発行である企業に対して、IFRS 第 9 号の適用を一時的に免除する選択肢 (BC26 項から BC31 項)

BC8 この結論の根拠は次のことを行っている。

- (a) 新しい保険契約基準が適用される前に IFRS 第 9 号を適用することに関して提起された懸念、及びそれらの懸念が、少なくとも部分的に、IFRS 第 4 号で現在認められている会計処理と新しい保険契約基準に含まれる予定の経過措置によってどのように解決できるのかを記述 (BC9 項から BC21 項)。
- (b) 懸念への対処のさまざまなアプローチを記述 (BC22 項から BC31 項)。
- (c) 上書きアプローチを記述 (BC32 項から BC53 項)
- (d) IFRS 第 4 号の範囲に含まれる契約を発行する一部の企業に対しての IFRS 第 9 号の適用の一時的免除を記述 (BC54 項から BC77 項)
- (e) IASB が上書きアプローチと一時的免除の両方を任意とすべきであると提案している理由を説明 (BC78 項から BC81 項)
- (f) IFRS の初度適用企業には上書きアプローチ又は IFRS 第 9 号の適用の一時的免除のいずれの適用も禁止することを IASB が提案している理由を説明 (BC82 項)

## IFRS 第 9 号を IFRS 第 4 号とともに適用すること

---

BC9 一部の人が IFRS 第 9 号と新しい保険契約基準の発効日の相違に関して表明してきた懸念は、次のように要約できる。

- (a) 財務諸表利用者が、IFRS 第 9 号を新しい保険契約基準の前に適用した場合に純損益に生じる可能性のある追加的な会計上のミスマッチと一時的なボラティリティを理解するのに困難を感じる可能性がある (BC10 項から BC16 項)。
- (b) IFRS 第 4 号の範囲に含まれる契約を発行する一部の企業が、新しい保険契約基準の影響を十分に評価できるようになる前に IFRS 第 9 号の分類及び測定の要求事項を適用しなければならなくなることについて、懸念を表明している (BC17 項から BC18 項)。
- (c) 短期間に 2 組の大幅な会計上の変更があると、財務諸表の利用者と作成者の両方にとって多大なコストと労力を生じる可能性がある (BC19 項から BC21 項)。

### 会計上のミスマッチと一時的なボラティリティ

BC10 現在、IFRS 第 4 号では企業が保険契約について幅広い会計方針を適用することを認めている。しかし、IASB の理解では、多くの企業が保険契約を原価ベースで測定しており、こうした企業は、当該保険契約に関連する多くの金融資産を、原価、償却原価又は IAS 第 39 号における売却可能

(AFS) 区分を用いた公正価値で測定している。保険契約が原価ベースで測定され、関連する金融資産が原価、償却原価又は AFS 区分を用いた公正価値で測定される場合には、当該金融資産を純損益を通じた公正価値 (FVPL) で測定する場合よりも、純損益における会計上のミスマッチの発生は少ない。

BC11 一部の金融資産の分類が IFRS 第 9 号の適用時に変更される可能性があり、これらの変更は純損益における会計上のミスマッチの増大を生じる可能性がある。こうした変更には次のものが含まれる可能性がある。

(a) IAS 第 39 号を適用して AFS に分類されている負債性金融商品の中には、IFRS 第 9 号を適用したならば全体が FVPL に分類されるであろうものがある。IFRS 第 9 号の 4.1.2 項(b)及び 4.1.2A 項(b)の契約上のキャッシュ・フロー特性のテストを満たさないであろうからである。

(b) 企業が、資本性金融商品に対する投資の公正価値変動を純損益ではなくその他の包括利益に表示するという IFRS 第 9 号における表示の選択を適用しないことを選択するかもしれない。こうした持分投資の多くは、IAS 第 39 号を適用していたならば AFS に分類されていたであろう。

BC12 こうした追加的な会計上のミスマッチは一時的であるかもしれない。これは、新しい保険契約基準は保険者が保険契約を現在の金利を用いて割り引くことを要求しており、当該金利の変動の影響を純損益で報告できるからである。現在の金利の変動の結果として純損益に報告される収益及び費用は、少なくとも一定程度は、FVPL で会計処理される金融資産から生じる純損益のボラティリティを相殺することになる。

BC13 一部の利害関係者は、有配当契約に関連する金融資産に対する保険者の持分（通常は「株主の持分」と呼ばれる）から生じる可能性のある純損益に報告される一時的なボラティリティに関する懸念も表明してきた。一部の企業については、このボラティリティは、IFRS 第 9 号の適用と新しい保険契約基準の適用との間の期間においてのみ純損益に報告されるであろう。

BC14 IASB の考えでは、追加的な会計上のミスマッチ及び一時的なボラティリティに関する懸念は、少なくとも部分的には、IFRS 第 4 号の現行の会計処理の要求事項を用いて解消することができる。特に、IFRS 第 4 号では次のことを認めている。

(a) シェドウ・アカウンティング。シェドウ・アカウンティングは、企業が保有している資産に係る未実現損益は財務諸表に認識されるが、対応する保険契約の変動は認識されない場合に生じる可能性のある会計上のミスマッチを低減するために、保険契約の総額での帳簿価額を修正する方法である。

(b) 現在の市場金利の使用。IFRS 第 4 号は、保険者が保険契約の測定において現在の市場金利を使用することを認めている。現在の市場金利が使用される場合には、保険契約の帳簿価額は、保険者の金融資産の公正価値にも影響を与える市況の変動への反応がより敏感となる可能性がある。その結果、市場金利の使用は、会計上のミスマッチを低減する可能性がある。

(c) 会計方針の変更。IFRS 第 4 号は、会計方針の変更により、財務諸表が財務諸表利用者の経済的意思決定のニーズへの目的適合性が高くなり信頼性は低下しない場合、又は信頼性が高まってそれらのニーズへの目的適合性は低下しない場合には、企業が保険契約に関する会計方針を変更することを認めている。したがって、IFRS 第 4 号を適用している企業は、会計上のミスマッチが基礎にある経済現象の忠実な表現を提供しない場合には、会計上のミスマッチを低減するために保険契約に関する会計方針を変更することが認められることになろう。

BC15 さらに、IASB は、追加的な会計上のミスマッチ及び一時的なボラティリティについて IASB が議

論した多くの財務諸表利用者が、そうした影響によって彼らの分析がより困難となることはないと言ったことに留意している。それらの利用者は、保険企業を分析する際にすでにボラティリティを見ており、そうした企業の財務業績を理解するために必要な調整を行うことができると述べた。また、一部の利用者は、保険企業についての彼らの分析は、主として純損益ではなく財政状態計算書に焦点を当てていると述べた。

BC16 しかし、IASB は、IFRS 第 4 号の現行の要求事項が、追加的な会計上のミスマッチ及び一時的なボラティリティに関して提起された懸念のすべてを解決する可能性は低いことを承知している。これは次のような理由による。

(a) シヤドウ・アカウンティングの使用は、保険者の資産に係る利得及び損失の実現と保険契約の測定との間に直接の関係がある状況に限定されている。したがって、シヤドウ・アカウンティングは、有配当性のない契約や、保険負債と保険者の資産との間に間接的な関係しかない契約には適用されない。さらに、シヤドウ・アカウンティングは株主の持分には適用されない。IASB は、シヤドウ・アカウンティングを無配当契約及び株主の持分に拡張するように IFRS 第 4 号を修正すべきかどうかを議論した。しかし、IASB はこのアプローチを棄却した。IFRS 第 9 号の影響の補償が過剰となるおそれがあるからである。

(b) 新しい保険契約基準により予想される重大な変更の直前に、現在の市場金利を使用するように会計方針を変更することは、作成者に追加的な負担を課すおそれがある。さらに、各国の規制又は規制上の要求事項が、一部の法域における保険者が会計方針を変更することを妨げている可能性がある。

### 新しい保険契約基準の影響の十分な評価の前に IFRS 第 9 号を適用すること

BC17 IFRS 第 4 号の範囲に含まれる契約を発行する企業の一部は、新しい保険契約基準の影響を十分に評価できるようになる前に IFRS 第 9 号の分類及び測定の要求事項を適用しなければならなくなることにに関して、懸念を表明してきた。特に、IFRS 第 9 号の適用開始時に行われる分類、指定及び評価は、新しい保険契約基準を最初から IFRS 第 9 号と同時に適用していたならば行われたであろうものと同じではないかもしれないと述べた。さらに、一部の人々は、金融資産の管理に関する彼らの事業モデルは、新しい保険契約基準が適用される時点では異なっているかもしれないという懸念を表明した。

BC18 IASB は、これらの懸念を承知しており、それらに対処するために新しい保険契約基準の経過措置を使用するつもりである。特に、それらの経過措置は、保険者が新しい保険契約基準の適用時に彼らの金融資産の分類の特定の側面を再評価することを可能にするであろう。

### 短期間における 2 組の会計上の変更

BC19 一部の利害関係者は、短期間に 2 組の大幅な会計上の変更を行うと、財務諸表の作成者に多大のコストと労力を生じる可能性があり、利用者にとって財務諸表の理解可能性が低下する可能性があることを懸念している。

BC20 しかし、IASB は、2 つの基準を異なる時期に導入すると、それらを同時に導入する場合に比べて多大な追加的なコストを生じるであろうという考え方を支持するような証拠を知らない。実際のところ、一部の財務諸表利用者に加え一部の作成者も、2 組の変更の方が 1 回の大幅な変更よりも導入及び理解が容易である場合があると述べてきた。IASB は、一部の財務諸表利用者が、2 組の会計上の変更を短期間に適用することに関しての懸念の一部は適切な開示によって解決できるという見解を表明してきたことにも留意している。

BC21 さらに、IASB は、大半の企業について、IFRS が要求している改善された会計処理を適時に適用することによる財務諸表利用者にとっての利点の方が、2組の会計上の変更を短期間で適用することによる不利益を上回ると考えている。

## 懸念に対処するための IFRS 第 4 号の修正案

---

BC22 BC9 項から BC21 項で論じたように、IFRS 第 4 号における現行の会計処理の要求事項及び新しい保険契約基準における経過措置では、IFRS 第 9 号と IFRS 第 4 号の発効日の相違に関して表明された懸念のすべてを解決する可能性は低い。特に、

- (a) IFRS 第 9 号が新しい保険契約基準の前に適用される場合に生じる可能性のある追加的な会計上のミスマッチ及び一時的なボラティリティを十分には解決しない。
- (b) 2組の会計上の変更を短期間に適用することのコスト及び労力に関して一部の利害関係者が提起した懸念を解決しない。

BC23 したがって、IASB は、これらの懸念に対処するための次のアプローチを議論した。

- (a) 上書きアプローチ (BC24 項から BC25 項)
- (b) IFRS 第 4 号の範囲に含まれる契約を発行する企業に対しての IFRS 第 9 号の適用の一時的免除 (BC26 項から BC31 項)

### 上書きアプローチ

BC24 IASB は、IFRS 第 4 号を適用している企業が IFRS 第 9 号を適用する際に生じる可能性のある追加的な会計上のミスマッチ及び一時的なボラティリティは、企業が金融資産の全体を新たに FVPL で測定することの影響を相殺するために税引前の純損益を修正することを認めるように IFRS 第 4 号を修正すること（「上書きアプローチ」）によって解消できることに留意した。IASB は、こうしたアプローチは次のようなものとなることに留意した。

- (a) IFRS 第 9 号で導入された金融商品の会計処理の大幅な改善 (BC6 項に記述) が適時に適用されることを確保する。
- (b) 金融商品に関して、IFRS 第 9 号を適用する他の企業が提供する情報と比較可能な情報を提供する。
- (c) 報告企業の中のすべての金融商品が IFRS 第 9 号を適用して整合的に会計処理されることを確保する。
- (d) 有配当と無配当の契約について会計上のミスマッチを低減する上で有効であり、IFRS 第 9 号の適用から生じる可能性のある税引前純損益の追加的なボラティリティを解消する。
- (e) 財務諸表利用者に追加的な情報を提供し、それは利用者が IFRS 第 9 号の影響を理解するのに役立つこととなり、IFRS 第 9 号の適用の一時的免除の場合のように提供される情報が少なくなる結果とならない。

BC25 IASB は、上書きアプローチを適用するには、企業が IFRS 第 9 号を適用して新たに全体を FVPL で測定する金融資産を保険者が識別して追跡することが必要となることを承知している。したがって、上書きアプローチを適用するには運用上の変更が必要となる。しかし、IASB は、他のアプローチと比較して、BC24 項に記述されている財務諸表利用者にとっての上書きアプローチの利点は、

必要とされる運用上の変更に関連した潜在的コストを上回るであろうと結論を下した。さらに、IASB は、上書きアプローチの適用を認められる企業は、上書きアプローチの適用を選択するかどうかに関係なく、適格資産について IAS 第 39 号の金額を測定するために要求されるシステムをすでに有し、当該資産に関する公正価値情報をすでに有しており、IFRS 第 9 号を導入するためのシステムの開発を要求されるであろうことに留意した。したがって、IASB は、上書きアプローチの運用コストは過大なものとはならないと結論を下し、公開草案では、税引前純損益における会計上のミスマッチ及び一時的な会計上のボラティリティの低減に対するこのアプローチを提案している。BC32 項から BC53 項では、このアプローチをさらに詳細に論じている。

### 保険者に対する IFRS 第 9 号の適用の一時的免除

BC26 上書きアプローチは追加的な会計上のミスマッチ及び一時的なボラティリティに関して提起された懸念を解決するが、次のことは行わない。

- (a) 新しい保険契約基準の影響を十分に評価できるようになる前に保険者が IFRS 第 9 号の分類及び測定の変更事項を適用しなければならないことに関連した問題の回避
- (b) 保険者が 2 組の大幅な会計上の変更を短期間に適用する必要性の回避

BC27 したがって、BC4 項で述べたとおり、一部の利害関係者は、IASB は新しい保険契約基準が適用されるまで保険者が IFRS 第 9 号の適用を延期することを認める（すなわち、IFRS 第 9 号の適用の一時的免除を提供する）べきであると提案してきた。このようなアプローチは、利害関係者が提起した懸念の大半を解決することになる。

BC28 しかし、IASB は、保険者に IFRS 第 9 号の適用の一時的免除を提供することには不利益があることに留意した。特に、このようなアプローチは次のような結果となる。

- (a) 保険者による IFRS 第 9 号の適用が遅れる。BC6 項に記述したように、IFRS 第 9 号は金融商品の会計処理の大幅な改善を導入するものであり、それらの改善が適時に適用されることは重要である。
- (b) 金融商品の会計処理の比較可能性が低下することによって、作成者と財務諸表利用者の両方にとって異なるセットの追加コスト及び複雑性を生じさせる。この比較可能性の欠如は、開示の拡充（例えば、IFRS 第 9 号に基づいていたならば算定されていたであろう金融資産の帳簿価額の開示）によって緩和することが必要となるが、これは作成者に追加的な負担を課することになる。

BC29 IASB は、IFRS 第 9 号の適用の一時的免除の不利益は、一部の人々が指摘したように、免除が報告企業よりも下のレベルで提供される（すなわち、報告企業が保有している金融資産のすべてではなく一部について一時的免除が提供される（付録 B 参照））とした場合には、さらに重大となるであろうことにも留意した。IASB は、免除を報告企業よりも下のレベルで提供すると、IAS 第 39 号と IFRS 第 9 号の両方を単一の報告企業が同時に適用する結果となる可能性が高いことに留意した。これは次のような結果となる。

- (a) 新たな会計処理ガイダンスが必要となり、それは複雑で作成者にとっての運用上の困難や財務諸表利用者の混乱を生じさせる可能性のあるものとなる。
- (b) 利益操作のリスクを生じさせる（例えば、報告企業が特定の会計上の結果を達成するために、どこで金融資産を組成するのか、あるいはどこに当該資産を移転するのかを選択できる）。

BC30 IASB は、大半の企業については、ほとんどの場合、IFRS 第 9 号の適用の一時的免除の不利益の

方が、利点を上回るであろうと結論を下した。そのような企業は、追加的な会計上のミスマッチ及び一時的なボラティリティに関する懸念を、上書きアプローチの適用を選択するか又は IFRS 第 4 号における現行の会計処理の要求事項を使用することによって、解決できる (BC9 項から BC21 項参照)。したがって、本公開草案は、**すべての**保険者に対しての IFRS 第 9 号の適用の一時的免除は提案していない。

BC31 しかし、IASB は、少数の保険者 (支配的活動が IFRS 第 4 号の範囲に含まれる契約の発行である保険者) については、IFRS 第 9 号の一時的免除の不利益はそれほど重大ではないであろうことに留意した。影響を受ける金融資産が、企業の資産の中でより大きな比率を占めるであろうからである。また、IFRS 第 9 号の適用の一時的免除を、IFRS 第 4 号と IFRS 第 9 号の発効日の相違の影響を最も多く受ける比較的少数の企業に限定することによって、財務諸表利用者にとっての比較可能性の減少の問題は軽減されるであろう。したがって、IASB は、支配的活動が IFRS 第 4 号の範囲に含まれる契約の発行である保険者に対して IFRS 第 9 号の適用の一時的免除を提案することを決定した。BC54 項から BC77 項では、このアプローチをさらに詳細に論じている。

## 上書きアプローチ

---

BC32 BC11 項で述べたとおり、IFRS 第 9 号が、IAS 第 39 号を適用していたならば FVPL では測定されなかったであろう金融資産の全体を FVPL に分類することを企業に要求する場合には、追加的な会計上のミスマッチ及び一時的なボラティリティが生じる可能性がある。上書きアプローチの目的は、企業がこれらの資産についての IFRS 第 9 号の影響を相殺するために税引前の純損益を修正することを認めるように IFRS 第 4 号を修正することによって、追加的な会計上のミスマッチ及び一時的なボラティリティに対処することである。

BC33 上書きアプローチを適用する企業は、IFRS 第 9 号を全面的に適用することを要求される。しかし、適格資産を IAS 第 39 号を適用せずに FVPL で測定することの増分的影響 (シャドウ・アカウントイングの適用の影響について調整後) は、税引前の純損益から除去され、その他の包括利益で報告される。

BC34 このアプローチを開発する際に、IASB は次のことを議論した。

- (a) どの資産がこのアプローチに適格となるのか (BC35 項から BC40 項)
- (b) 適格性の変化と金融資産の再指定 (BC41 項から BC43 項)
- (c) 上書きアプローチの適用開始と適用の中止 (BC44 項から BC46 項)
- (d) 経過措置 (BC47 項)
- (e) 表示 (BC48 項から BC50 項)
- (f) 開示 (BC51 項から BC52 項)
- (g) 運用上の含意 (BC53 項)

## 上書きアプローチへの適格性

BC35 BC32 項に記述した上書きアプローチの目的と整合的に、本公開草案は、下記の要件の両方を満たす金融商品をこのアプローチに適格とすべきであると提案している。

- (a) IFRS 第 9 号を適用すると全体が FVPL で測定されるものに分類されるが、IAS 第 39 号を適

用していたならばそのように測定されなかったであろう金融資産。IFRS 第 9 号を適用すると FVPL で測定されない資産及び IAS 第 39 号を適用すると全体が FVPL で測定される資産は、上書きアプローチが対象とする新たな会計上のミスマッチや純損益の一時的なボラティリティを生じさせないので、適格とはならない。

(b) IFRS 第 4 号の範囲に含まれる契約に関連するものとして指定されている金融資産 (BC36 項から BC40 項参照)

BC36 IASB は、上書きアプローチの適用を、IFRS 第 4 号の範囲に含まれる契約に契約上連動している金融資産に限定することを検討した。しかし、IASB は、そのようにすると上書きアプローチの目的を満たさなくなることに留意した。これは、上書きアプローチの範囲が非常に狭くなり、一部の種類の有配当契約にしか適用されなくなるからである。したがって、上書きアプローチの適用をこのような方法で制限する代わりに、本公開草案は、IFRS 第 4 号の範囲に含まれる契約に関連する金融資産を企業が指定して、そのような金融資産を識別した根拠を企業が開示することを認めるべきであると提案している。

BC37 上書きアプローチは、新しい保険契約基準の前に IFRS 第 9 号を適用することから生じる追加的な会計上のミスマッチ及び純損益の一時的なボラティリティに対処することを意図したものであるが、本公開草案は、新しい保険契約基準でも継続するであろうボラティリティを上書きアプローチから除外することは提案していない。IASB は、IFRS 第 9 号と IFRS 第 4 号の発効日の相違に関しての懸念にはもつと的を絞った方法で対処の方が望ましかったであろうが、企業は、まだ公表されていない新しい保険契約基準の影響を十分に評価しないと、ボラティリティが一時的なのかどうかを知ることが見込めないことに留意した。IASB は、上書きアプローチを適用するために必要とされる要件の数を最小限にすることにより、当該アプローチの理解と適用が容易になることにも留意した。これは、この救済措置の一時的な性格を考えると特に重要である。

BC38 企業は、IFRS 第 4 号の範囲に含まれる契約に関連した活動以外の活動に関して保有している資産を上書きアプローチに含めることはできないこととなる。例えば、銀行業の子会社 (IFRS 第 4 号の範囲に含まれる契約を発行していない) が保有しているグループの金融資産又は IFRS 第 4 号の範囲に含まれない投資契約に関連したファンドで保有されている金融資産は、上書きアプローチに適格とはならない。

BC39 IASB は、IFRS 第 4 号の範囲に含まれる契約に関連するものとして金融資産を指定することについて、企業ごとに異なるアプローチが使用される可能性があることを承知している。しかし、IASB は、指定された金融資産は IFRS 第 9 号を適用して会計処理されることになり、提案している表示及び開示の要求事項により上書きアプローチの影響が透明となることに留意した。

BC40 IASB は、上書きアプローチの使用を選択する企業に当該アプローチをすべての適格な金融資産に適用することを要求することを検討したが、棄却した。IASB は、金融資産の中には、上書きアプローチの要件を満たすが、それらに影響を与えるシステム及びプロセスの問題により、上書きアプローチの適用のコストが純損益のボラティリティの低減の便益を上回ると合理的に決定するかもしれないものがある可能性があることに留意した。

### 適格性の変化と金融資産の再指定

BC41 上書きアプローチについての IASB の目的と整合的に、本公開草案は次のことを提案している。

(a) 企業は、上書きアプローチの適格要件が満たされている場合に、上書きアプローチを新規又は既存の金融資産に将来に向かって適用することを選択できる。

(b) 上書きアプローチは、適格要件が満たされなくなった金融資産（例えば、保険事業セグメントから非保険事業セグメントに移転された資産）には適用すべきではない。

BC42 企業が特定の会計上の結果を達成するために金融資産の指定を変更する可能性に関する懸念に対処するため、本公開草案は、金融資産と IFRS 第 4 号に含まれる契約との間の関係に変化があった場合（例えば、資産が保険事業セグメントと非保険事業セグメントとの間で移転された場合）にのみ、企業が金融資産の指定を変更することを認めるべきであると提案している。

BC43 IASB は、純損益から OCI に振り替えられる金額が計算される方法（第 35A 項参照）を考えると、OCI で報告される累計額は通常、指定された金融資産の認識の中止が行われる時点で合計がゼロとなることに留意した。したがって、OCI に累積された金額を金融資産の認識の中止時に振り替える（リサイクルする）ことは一般的には不要である。しかし、OCI で報告される累計額は、金融資産が上書きアプローチの要件を満たさなくなった場合には、合計がゼロにならない。本公開草案は、上書きアプローチの要件を満たさなくなった金融資産に関して OCI に累積されている残高は、直ちに純損益にリサイクルすべきであると提案している。これは、上書きアプローチの要件を満たさなくなった金融商品の純損益に対する影響が、認識の中止が行われた金融資産の場合と同じになるようにするためである。IASB は、金融資産が上書きアプローチの要件を満たさなくなった場合にリサイクリングを要求する方が、このような金融資産のすべてを追跡して金融資産の認識の中止が行われる時にリサイクリングを要求するよりも単純であることに留意している。

#### 上書きアプローチの適用開始と適用の中止

BC44 上書きアプローチは、企業が新しい保険契約基準を適用する前に IFRS 第 9 号を適用する場合に生じる可能性のある追加的な会計上のミスマッチ及び純損益の一時的なボラティリティに対処するために設計されているので、本公開草案は次のことを提案している。

(a) 企業は、IFRS 第 9 号の早期適用を選択する場合には、IFRS 第 9 号の強制発効日の前に上書きアプローチを適用することが認められる。

(b) すでに上書きアプローチを適用せずに IFRS 第 9 号を適用している企業は、上書きアプローチの適用を開始することは認められない。このような企業は、すでに IFRS 第 9 号の適用の影響を財務諸表利用者に説明しなければならなくなっているであろう。しかし、上書きアプローチは金融資産だけに影響を与えるので、金融負債について IFRS 第 9 号における「自己の信用」の要求事項だけを適用することを選択する（又は選択している）企業には、依然として上書きアプローチの適用を認めることが提案されている。

(c) 報告企業が、IFRS 第 4 号を置き換える新しい保険契約基準を最初に適用する際には、上書きアプローチは認められなくなる。

BC45 本公開草案は、企業はいずれかの事業年度の期首において上書きアプローチの適用を停止できると提案している。これは、企業が上書きアプローチで要求される修正を行わずに財務業績を報告することを妨げるべきではないという IASB の見解を反映している。

BC46 本公開草案は、上書きアプローチの使用の停止を選択するか又は IFRS 第 4 号の範囲に含まれる契約を発行しなくなった企業は、その後は上書きアプローチの使用が認められないと提案している。上書きアプローチは、過去に IFRS 第 9 号を IFRS 第 4 号における既存の会計処理との関連で適用したことがない企業に対する経過的な救済である。しかし、適格金融資産を有さなくなったことにより上書きアプローチの使用を一時的に停止した企業は、その後に上書きアプローチを適用することが認められる。

## 経過措置

BC47 上書きアプローチを適用する企業は IFRS 第 9 号も適用するので、公開草案は、企業が上書きアプローチを金融資産に最初に適用する際には、上書きアプローチに関しての経過措置及び比較対象についてのアプローチは、IFRS 第 9 号で採用している経過措置及び比較対象についてのアプローチと整合的とすべきである。IFRS 第 9 号では、いくつかの経過的な救済はあるが、企業が当該基準を遡及適用することを要求している。また、比較情報の修正再表示が禁止されている一部の場合を除いて、企業が IFRS 第 9 号への移行時に比較情報を修正再表示することも認めている。したがって、IASB は、企業が上書きアプローチを反映するために比較情報の修正再表示を要求されるのは、IFRS 第 9 号への移行時に比較情報を修正再表示する場合のみであると提案している。本公開草案は、金融資産に係る比較情報が IFRS 第 9 号への移行時に修正再表示されない場合には、企業が上書きアプローチを比較情報に適用することは禁止されると提案している。

## 上書きアプローチにおける表示

BC48 上書きアプローチは、IFRS 第 9 号の情報を財政状態計算書及び包括利益計算書に表示する結果となるので、財務諸表利用者が、上書きアプローチを適用する企業と適用しない企業とを比較することが可能になる。この比較を助けるため、本公開草案は、上書きアプローチを適用する企業は、純損益から OCI に振り替えた金額を、純損益計算書、OCI 又はその両方において独立の表示項目として表示すべきであると提案している。これにより、財務諸表利用者が、上書き修正がなければどのような税引前の純損益となっていたのかを計算することが可能となり、したがって、企業が上書きアプローチを適用しているかどうかに関係なく、税引前の純損益を首尾一貫したベースで比較することが可能となる。

BC49 IASB は、純損益における上書きアプローチの影響を、純損益の中の単一の表示項目として、又は包括利益計算書の純損益の部の本体上の関連する表示項目に関して、説明することを企業に要求することを提案した。しかし、IASB は、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」における一般原則は、企業が企業の財務業績の理解に最も目的適合性が高い表示を決定することを認めることであることに留意した。特定の表示項目（IFRS 第 9 号を適用して算定した純損益の小計など）を要求することは、利用可能な表示様式を制限することになる。同様に、上書きアプローチが純損益計算書の本体の関連する各表示項目に与えた影響の説明を要求することは、企業がそのような表示が有用となるかどうかについて判断を行うことを制限することになる。したがって、本公開草案は、企業が上書きアプローチの影響を純損益の中の単一の表示項目として表示したり、当該影響を純損益計算書の本体上の関連する表示項目において説明したりする要求を設けるべきではないと提案している。同様に、本公開草案は、企業が包括利益計算書において追加的な表示項目、見出し及び小計を表示することを妨げないことを提案している。

BC50 しかし、IASB は、上書き修正が純損益の中の表示項目に与えた影響が純損益計算書の本体に独立表示されていない場合には、当該影響を財務諸表注記で開示すべきであると提案している。

## 開示

BC51 上書きアプローチを適用する企業と適用しない企業との間の比較が行えるようにするため、本公開草案は、財務諸表利用者が上書きアプローチが財務諸表に与えた影響を理解することを可能にする開示を提案している。

BC52 本公開草案は、企業が最も適切な開示を決定できるようにする一般的な開示原則を提案している。しかし、金融資産の指定の変更が報告利益の操作に利用される可能性があるという一部からの懸念に対処するため、本公開草案は、金融資産の指定の変更に関する具体的な開示要求も提案している。

## 運用上の含意

- BC53 IASB は、上書きアプローチの適用は IFRS 第 9 号だけを適用するよりもコストが掛かるであろうことを承知している。これは、指定された金融資産を IAS 第 39 号を適用して測定するためには、償却原価及び「発生損失」減損の情報が必要とされるからである。さらに、保険契約の測定がシャドウ・アカウンティングによる修正を織り込んでいる場合には、企業は、それらのシャドウ・アカウンティング修正の算定を、資産が IFRS 第 9 号を適用して測定される場合とともに IAS 第 39 号を適用して測定される場合にも行うことが必要となる可能性があるからである。しかし、
- (a) IASB は上書きアプローチは任意とすべきであると提案している。したがって、指定された金融資産に IAS 第 39 号を継続適用することのコストが過大となった場合には、企業は上書きアプローチの適用を選択せずに、追加的な会計上のミスマッチ及び一時的なボラティリティを投資者に説明することもできる。
  - (b) 上書きアプローチが適用されるのは、企業がすでに金融資産を IAS 第 39 号を適用して全体を FVPL 以外で測定している場合のみとなる。したがって、企業はすでにそうした資産の原価又は償却原価（減損を含む）を算定するためのシステムを整備しているであろう。さらに、IAS 第 39 号では金融資産の大半について公正価値の開示を要求しているため、企業は上書きアプローチを適用する資産の大半について公正価値情報を有しているであろう。したがって、上書きアプローチは、IAS 第 39 号の適用に比べて適用のコストが高くはならないであろう。

## 一部の保険者に対する IFRS 第 9 号の適用の一時的免除

---

- BC54 BC31 項で説明したように、IASB は IFRS 第 9 号の適用の一時的免除をすべての保険者については提案しないことを決定した。その代わりに、IASB は、IFRS 第 9 号の適用の一時的免除を、支配的活動が IFRS 第 4 号の範囲に含まれる契約を発行することであるために IFRS 第 9 号と新しい保険契約基準の発効日の相違の影響を受ける一部の企業についてのみ提案している。
- BC55 IASB は、IFRS 第 9 号の適用の一時的免除への適格性を評価できる 2 つの方法を識別した。
- (a) 報告企業レベルでの評価。この代替案では、IFRS 第 4 号の範囲に含まれる契約を発行する企業は、企業全体が一時的免除の要件を満たすかどうかを評価することになる。これは、このような報告企業が金融商品の会計処理に関して基準を 1 つだけ（IFRS 第 9 号又は IAS 第 39 号）適用することを意味する。付録 A では、報告企業レベルでの評価を例示している。
  - (b) 報告企業よりも下のレベルでの評価。この代替案では、IFRS 第 4 号の範囲に含まれる契約を発行する報告企業は、報告企業よりも下のレベルにおいて一時的免除の要件を満たすかどうかを評価することになる。これは、このような報告企業が金融商品の会計処理に関して 2 つの基準（IFRS 第 9 号と IAS 第 39 号）を同時に適用することを意味する。付録 B では、一時的免除が報告企業よりも下のレベルで適用されたとした場合に、どのように機能する可能性があるのかを記述している。
- BC56 本公開草案は、企業は IFRS 第 9 号の適用の一時的免除に適格なのかどうかを、報告企業よりも下のレベルではなく報告企業レベルで評価すべきであると提案している。これは、報告企業レベルの評価が次のようなものであるからである。
- (a) 利用者にとって理解がより容易である。同一の報告企業が IFRS 第 9 号と IAS 第 39 号を同時に適用する結果とならないからである。

- (b) 比較的狭い範囲の企業を対象とするので、IFRS 第 9 号で要求している改善された会計処理の適用を要求される企業の数が増大される。
- (c) 作成者による適用と利用者による理解がより単純である。報告企業の中で IFRS 第 9 号の適用の一時的免除の要件を満たす部分とそうでない部分との間での金融商品の移転についての会計処理の要求事項の必要性が避けられるからである。

BC57 さらに、IASB は、IASB が実施したアウトリーチに参加した財務諸表利用者の多くが次のようであったことに留意した。

- (a) 報告企業よりも下のレベルでの一時的免除を支持しなかった。
- (b) 一時的免除への適格性を報告企業よりも下のレベルで評価する場合に生じる可能性のある利益操作の機会に関して懸念を表明した。特に、報告企業の中で IFRS 第 9 号の適用の一時的免除の要件を満たす部分とそうでない部分との間での金融資産の移転時に、収益及び費用が生じる可能性があること指摘した。

BC58 どの企業に IFRS 第 9 号の適用の一時的免除を認めるべきかを決定する際に、IASB が重点を置いたのは、すべての保険関連の資産を一時的免除の範囲に含めるようにすることよりも、非保険活動を有する企業（例えば、銀行業を有する企業）が一時的免除を適用できないようにすることの方である。これは、一時的免除は IFRS 第 9 号における改善された会計処理の要求事項（特に、より将来予測的な信用損失減損モデル）の適用を遅らせるものであり、また、金融商品を保有している企業間での比較可能性の低下を生じるからである。

BC59 したがって、本公開草案は、IFRS 第 9 号の適用の一時的免除は、支配的活動が IFRS 第 4 号の範囲に含まれる契約を発行することである企業にのみ利用可能とすべきであると提案している。その結果、次のようになる。

- (a) IFRS 第 4 号の範囲に含まれる契約を発行しているが、この活動が支配的ではない企業は、一時的免除の要件を満たさないこととなる（したがって、IFRS 第 9 号を適用することになる）。
- (b) 非保険活動に関連する一部の金融商品が不可避免的に一時的免除の範囲に含まれることになるが、こうした金融商品は最小限となる。

BC60 IASB は、IFRS 第 9 号の適用の一時的免除への適格性を支配的活動に基づいて報告企業レベルで評価すると、比較的狭い範囲の企業のみが対象となり、したがって、すべての保険者について IFRS 第 9 号と新しい保険契約基準の発効日の相違に関する懸念に対処することになるわけではないことを承知している。しかし、IASB の考えでは、大半の企業については、BC32 項から BC53 項に記述した上書きアプローチの方が追加的な一時的なボラティリティの影響に適切に対処するものであり、同アプローチは一時的免除の要件を満たさないか又は適用しないことを選択する企業が使用することができる。また、IASB は、一時的免除への適格性の判定についてのアプローチ案は、利用者に提供される情報を削減せずに作成者の主要な懸念に対処することによって、財務諸表の作成者と利用者のニーズをより適切にバランスさせるものであるとも考えている。

BC61 IFRS 第 9 号の適用の一時的免除の提案を開発する際に、IASB は次のことを議論した。

- (a) 支配的であることを記述する方法（BC62 項から BC66 項）
- (b) 支配的であることの当初の判定と再判定（BC67 項から BC69 項）
- (c) 開示（BC70 項から BC72 項）

(d) 経過措置 (BC73 項から BC76 項)

(e) 一時的免除について期限満了日を設定すべきかどうか (BC77 項)

### 支配的であることの記述

BC62 本公開草案は、企業が自らの支配的活動が IFRS 第 4 号の範囲に含まれる契約の発行なのかどうかの判定を、IFRS 第 4 号の範囲に含まれる契約から生じた負債の帳簿価額を負債の合計帳簿価額 (IFRS 第 4 号の範囲に含まれる契約から生じた負債を含む) と比較することによって行うことを提案している、

BC63 IASB は、支配的であることを企業の収益及び負債を参照してではなく企業の負債を参照して記述することを決定した。その理由は、

(a) 支配的であることを収益及び費用を参照して記述とした場合には、IASB は、その記述の基礎を合計収益に対しての総額保険収益に置くべきなのか、それとも合計の正味収益に対しての正味保険収益に置くべきなのかを決定することが必要となる。しかし、支配的であることの記述の基礎を財政状態計算書に置かならば、同様の問題は生じない。

(b) IASB は、財政状態計算書の方が、包括利益計算書よりも、支配的であることの評価のためのより安定的な基礎を提供すると考えている。これは、保険者の財務業績計算書において報告される金額は変動性が高い場合があるからである。

BC64 IASB は、支配的であることを、IFRS 第 4 号の範囲に含まれる契約から生じた企業の負債を企業の負債及び株主持分の合計帳簿価額と比較することによって記述すべきかどうかとも検討した。しかし、IASB は、支配的であることを、IFRS 第 4 号の範囲に含まれる契約から生じた企業の負債を負債の合計帳簿価額と比較することによって記述すべきであると決定した。これは、株主持分の帳簿価額は必ずしも企業の活動の性質を反映しないからである。これと対照的に、企業の負債の多くは企業の活動の性質を直接的に反映する。例えば、企業が銀行業の活動に従事している場合には、負債の多くは顧客からの預金となる。IASB は、他の種類の負債 (例えば、税金負債又は年金負債) も、IFRS 第 4 号の範囲に含まれる契約から生じた負債の負債合計に対する比率に影響を与える可能性があることを承知している。しかし、IASB は、本公開草案で提案しているアプローチは、例えば、税金又は年金から生じた負債について調整するアプローチよりも適用が単純であり、企業の支配的活動が IFRS 第 4 号の範囲に含まれる契約の発行である大半の状況を包含するであろうことに留意している。

BC65 IASB は、どのような場合に保険活動が支配的であると考えられるのかについて特定の定量的閾値を明示することは、恣意的となることに留意した。したがって、本公開草案は、支配的であることについての定量的閾値を提案していない。しかし、IASB は、IFRS 第 9 号の適用の一時的免除は、IFRS 第 4 号の範囲に含まれる契約を生じる活動にもつばら従事していることにより、IFRS 第 9 号と新しい保険契約基準の発効日の相違の影響を最も大きく受ける企業を対象としたものであることに留意している。IFRS 第 4 号の範囲に含まれる契約の発行以外の活動 (例えば、銀行業や資産管理活動) に従事している企業に適用するために設計されたものではない。したがって、「支配的であること」は高い閾値であることが意図されている。例えば、企業の負債の 4 分の 3 が IFRS 第 4 号の範囲に含まれる契約から生じた負債で、4 分の 1 がその他の事業から生じた負債である場合、当該企業は、本公開草案の目的上は、支配的であることの条件を満たさないこととなる。

BC66 IASB は、保険活動が企業にとって支配的であるのかどうかを評価する際に、IFRS 第 4 号の範囲に含まれる契約から生じた負債と負債合計との単純な比較ではなく、すべての関連性のある事実及

び状況を考慮することを企業に要求することを検討した。例えば、とりわけ、負債の構成や、収益及び費用の構成、保険者として規制されているかどうかを考慮することを企業に要求することが考えられる。IASBは、このアプローチは複雑すぎるとして棄却した。このアプローチでは、企業は一時的免除の要件を満たしているかどうかを決定するために、単一の要因ではなくいくつかの要因を考慮することが必要となるからである。IASBは、多くの財務諸表利用者が、一時的免除への適格性を評価するための単純で透明性のあるアプローチを求めていたことにも留意した。

### 支配的であることの当初の判定及び再判定

- BC67 本公開草案は、企業は自らの支配的活動が IFRS 第 4 号の範囲に含まれる契約の発行であるのかどうかの判定を、一時的免除がなければ IFRS 第 9 号の適用開始を要求されるであろう時点で (2018 年 1 月 1 日以後に開始する最初の事業年度の期首に) 行うべきであると提案している。この提案は、企業の過去の活動や将来の意図は IFRS 第 9 号の適用の一時的免除への適格性の判定には関連性がないという IASB の見解を反映している。
- BC68 本公開草案は、その後の事業年度の末日において、企業の構造の明白な変化 (例えば、事業の取得又は処分) があつた場合にのみ、自らの支配的活動が IFRS 第 4 号の範囲に含まれる契約の発行であるのかどうかの再判定を企業に要求すべきであるとも提案している。本公開草案は、単に負債合計に対する保険負債の水準の変化があつただけである場合には、企業が再判定を行うことを認めることも要求することも提案していない。これは、このような変化は、他の事象がない場合には、企業の支配的活動の変化を示唆している可能性が低いからである。
- BC69 本公開草案は、構造の変化を受けての再判定で、支配的という条件が満たされなくなったことが示されている場合には、企業に IFRS 第 9 号を翌事業年度の期首から適用することを要求すると提案している。例えば、企業が 2019 年 12 月 31 日 (事業年度の末日) に、2019 年中に銀行を取得したため支配的活動が IFRS 第 4 号の範囲に含まれる契約の発行ではなくなったと結論を下す場合には、企業は IFRS 第 9 号を 2020 年 1 月 1 日 (すなわち、翌事業年度の期首) から適用することになる。本公開草案は、再判定が行われた期間 (上記の例では、2019 年 12 月 31 日に終了した期間) において、企業が翌事業年度に IFRS 第 9 号の適用の一時的免除に適格ではなくなることを財務諸表利用者が理解できるようにするための開示を提案している。IASB は、提案している再判定のアプローチでは、事業年度の初期に一時的免除に不適格となった一部の企業がそれでも当該事業年度全体にわたり IAS 第 39 号を適用する結果を生じる可能性があることに留意している。しかし、IASB は、一時的免除を適用する企業について提案している開示要求がこの懸念を緩和するはずであると考へている。さらに、IASB は、一時的免除を適用する企業の構造の変化は頻繁には生じないと予想しており、また、一時的免除は短期的にしか適用しないつもりであることに留意している。

### 開示

- BC70 多くの財務諸表利用者が、IFRS 第 9 号の適用の一時的免除はセクター間の比較を困難にするであろうという懸念を表明してきた。さらに、一時的免除が任意であることにより、保険セクター内での比較可能性が低下することになる。
- BC71 これらの懸念に対処するため、本公開草案は、第 37A 項から第 37B 項において、財務諸表利用者が IFRS 第 9 号の適用の一時的免除を適用する企業と他の企業との間の比較を行うことを可能にする開示要求を提案している。これらの開示は、IFRS 第 9 号を適用する企業が提供することを要求される開示の一部と類似しているが、主として金融資産の契約条件の評価に依拠している。これらは、企業が新しい保険契約基準及び IFRS 第 9 号の適用の前に金融資産についての事業モデルを評価する必要性を減らすことを意図したものである。

BC72 IASB は、IFRS 第 9 号の適用の一時的免除を適用する企業に、財務諸表において提供される情報から企業が IFRS 第 9 号を代わりに適用したとした場合に提供されたであろう情報への調整を要求することを検討した。IASB は、このような調整を要求すれば、財務諸表利用者が一時的免除を適用する企業を適用しない企業とより適切に比較できるようになることに留意した。しかし、IASB はこのアプローチを棄却した。作成者に課されるコストのため、作成者にとっての一時的免除の潜在的な便益の減少となることに留意してのことである。IASB は、一時的免除が適用される企業の範囲を広くするか又はより長期間にわたり適用するとした場合には、より詳細な開示（IFRS 第 9 号への調整を含む）が比較可能性の低下を緩和するために必要となることに留意した。

### 経過措置

BC73 IASB は、すでに IFRS 第 9 号を適用している企業（IFRS 第 9 号における「自己の信用」の要求事項だけである場合は除く）には、IFRS 第 9 号の適用を停止して IAS 第 39 号の適用を開始することは認めるべきではないと考えている。その理由は、

- (a) そのようにすることは、IFRS 第 9 号が要求している金融商品に関する改善された情報を企業が提供しなくなることを意味することになる。
- (b) そのようにすると、トレンド情報を数回にわたり歪めることになる（すなわち、IFRS への移行時、その後の IAS 第 39 号への再移行時、その後に企業が新しい保険契約基準を適用する際の IFRS 第 9 号への第 2 回の移行時）。
- (c) 企業がすでに IFRS 第 9 号（「自己の信用」の要求事項を除く）のいずれかの版を適用している場合には、すでに追加的な一時的なボラティリティの影響を財務諸表利用者に説明していることになり、関連する初度適用のコストもすでに発生していることになる。

BC74 したがって、本公開草案は、次のようにすべきであると提案している。

- (a) IFRS 第 9 号の適用の一時的免除の適用を開始することは、一時的免除がなければ IFRS 第 9 号の適用開始を要求されていたであろう時点でのみ認めるべきである。
- (b) IFRS 第 9 号の適用を停止して IAS 第 39 号の適用に復帰することは認めるべきではない。

BC75 IASB は、企業が一時的免除を最初に適用する際には、特別の経過措置は必要ないことに留意した。企業は IAS 第 39 号の適用を継続して、本公開草案が提案している追加的な関連する開示の提供を開始し、それらの開示について必要な範囲で、IFRS 第 9 号への経過措置を適用することになる。

BC76 IASB は、一時的免除を適用する企業には、どの事業年度でも期首から一時的免除を停止して IFRS 第 9 号の適用を開始することを認めるべきであると考えている。その時点で、企業は IFRS 第 9 号の経過措置を通常の方法で適用し、本公開草案で一時的免除に関して要求している開示の提供を停止することになる。本公開草案は、このような企業は、IFRS 第 9 号を最初に適用する際に、新しい保険契約基準が適用されるまで上書きアプローチを適用することを選択できると提案している。

### 一時的免除の期限満了日

BC77 本公開草案は、企業が IFRS 第 9 号の適用の一時的免除を 2021 年 1 月 1 日以後に開始する事業年度に適用することを禁止すべきであると提案している。IASB は、たとえ新しい保険契約基準がその日までに発効していない場合であっても、すべての企業が IFRS 第 9 号をその日までに適用すべきであると考えている。これは、IFRS 第 9 号は金融商品の会計処理の要求事項の大きな改善となるものであるからである。したがって、IFRS 第 9 号の適用の一時的免除は、IFRS 第 9 号と新しい保険契約基準の発効日の間の期間が短い場合にだけ認められる。

## 上書きアプローチと IFRS 第 9 号の適用の一時的免除を任意とすべきか

---

- BC78 IASB が実施したアウトリーチに参加した財務諸表利用者の大半は、新しい保険契約基準の前に IFRS 第 9 号を適用することに関する懸念に対処するために提案されているどのアプローチも、たとえセクター間の比較可能性が達成されない場合であっても、少なくとも保険セクター内での比較可能性を確保するために、任意ではなく強制とすべきであると述べた。
- BC79 しかし、本公開草案は、上書きアプローチと IFRS 第 9 号の適用の一時的免除の両方を強制ではなく任意とすべきであると提案している。これは、企業が望む場合には、企業が IFRS 第 9 号の改善された会計処理を修正なしに適用して純損益及びその他の包括利益を報告することを妨げるべきではないと IASB は考えているからである。さらに、一部の企業については、追加的な会計上のミスマッチ及び一時的なボラティリティに関連した問題は生じない。例えば、保険契約を割り引くために現在の市場金利を使用しているからである。IASB は、一部の法域では、規制者が IFRS 第 9 号の適用の一時的免除の使用を認めないことを決定する可能性があることにも留意した。
- BC80 さらに、IASB は次のように考えている。
- (a) 上書きアプローチは、IFRS 第 9 号を修正なしに適用するよりも運用が複雑なので、任意とすべきである (BC53 項参照)。一部の企業は、IFRS 第 9 号の影響を財務諸表上で説明することによって財務諸表利用者のニーズをより適切に満たすことができる。
  - (b) IFRS 第 9 号の適用の一時的免除は任意とすべきである。次のような場合に、IFRS 第 4 号の範囲に含まれる契約を発行する企業に一時的免除を適用することは適切ではないからである。
    - (i) IFRS 第 9 号の影響を財務諸表上で説明することによって財務諸表利用者のニーズをより適切に満たすことができる場合
    - (ii) 企業がすでに IFRS 第 9 号を導入しているか又は導入を開始している場合。このような企業に IFRS 第 9 号の適用の一時的免除を要求することは、これらの導入の努力がむだになる可能性があることを意味する。
- BC81 IASB は、上書きアプローチで一時的免除を任意とすることは企業間の比較可能性を低下させる可能性があることを承知している。しかし、IASB は、この懸念は本公開草案で提案している開示要求によって緩和されるであろうと予想している。さらに、IASB は、比較可能性の減少が存在するのは短期間だけ（すなわち、新しい保険契約基準が適用されるか又は一時的免除が期限満了となるまで）であろうと予想している。

## IFRS の初度適用企業

---

- BC82 本公開草案は、IFRS の初度適用企業が上書きアプローチ及び IFRS 第 9 号の適用の一時的免除を適用することを禁止すべきであると提案している。その理由は、
- (a) このようなアプローチは IFRS 第 1 号「国際財務報告基準の初度適用」の基礎となっている考え方（一般に、企業が最新版の IFRS（この場合には、IFRS 第 9 号）を適用することを要求している）と整合的である。
  - (b) 初度適用企業は、新しい保険契約基準の早期採用又は新しい保険契約基準と整合的な会計方針の採用によって、追加的な会計上のミスマッチ又は一時的なボラティリティを回避できる。

- (c) 上書きアプローチと IFRS 第 9 号の適用の一時的免除は、企業が IAS 第 39 号から IFRS 第 9 号への移行を企業が新しい保険契約基準を最初に適用する日と異なる日に行う場合に生じる可能性のある一時的な会計上の帰結に関して提起された懸念に対処することを意図したものである。しかし、初度適用企業は、IAS 第 39 号から IFRS 第 9 号ではなく、従前の各国の財務報告の要求事項から IFRS 第 9 号への移行を行うことになる。

## 代替的見解

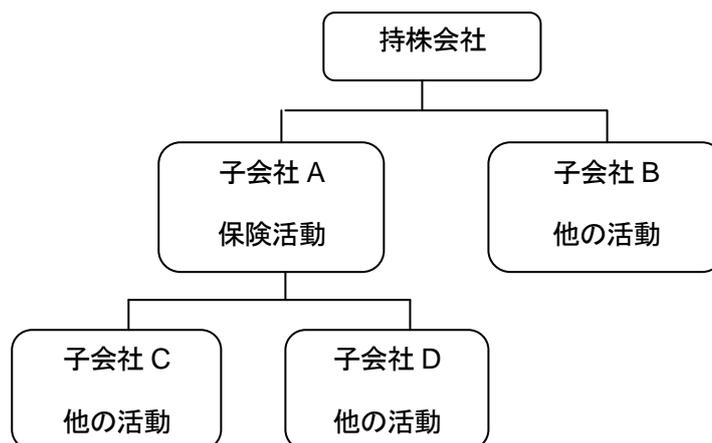
### 2015年12月公表の公開草案「IFRS第9号『金融商品』のIFRS第4号『保険契約』との適用」(IFRS第4号の修正案)に関する代替的見解

- AV1 フィネガン氏、マッキントッシュ氏及びトーカー女史は、本公開草案の公表に反対票を投じた。支配的活動がIFRS第4号「保険契約」の範囲に含まれる契約の発行である企業にIFRS第9号「金融商品」の適用の一時的免除を与えるという提案に反対しているからである。彼らはIFRS第9号が適時に採用されることが重要であると考えている。IFRS第9号が金融資産の会計処理において要求している大幅な改善があるからである。これには、予想信用損失に基づいた新しい減損モデルや関連する信用リスクに関する開示の拡充が含まれている。彼らは、これらの改善は世界的な金融危機を受けて規制者や財務諸表利用者からの要望に対応して行われたものであること、また、規制者や利用者がこれらの改善を遅滞なく導入することを求めていることに留意している。また、提案されているIFRS第9号の適用の一時的免除が、報告企業間（保険契約を発行する企業間を含む）の比較可能性を低下させるであろうことにも留意している。
- AV2 フィネガン氏、マッキントッシュ氏及びトーカー女史は、IFRS第9号と今後公表予定の新しい保険契約基準の発効日の相違に関してBC9項からBC21項で論じられている懸念を承知している。特に、IFRS第9号の分類及び測定の実務事項が、保険契約を原価ベースで測定している企業に対して、新たな会計上のミスマッチ、ひいては純損益の中で報告されるボラティリティの増大につながる可能性があることに同意している。また、そのボラティリティの一部は新しい保険契約基準が適用される際に純損益において相殺されるとも予想している。新しい基準は、履行キャッシュ・フローの現在の見積りを現在の利率で割り引いたもので保険契約を測定することを企業に要求すると予想されるからである。
- AV3 トーカー女史は、新しい保険契約基準を適用せずにIFRS第9号を適用することから生じる追加的なボラティリティのすべてを「一時的」とする性格付けにも反対している。彼女は、これが正しいのは、新しい保険契約基準が適用されて保険契約負債が現在の割引率を用いて測定される際に、このボラティリティが保険負債の再測定によって相殺される部分についてだけであると指摘する。
- AV4 フィネガン氏、マッキントッシュ氏及びトーカー女史は、IFRS第4号の範囲に含まれる契約を発行する企業が、指定された金融資産から生じる収益又は費用を純損益からその他の包括利益に振り替えることを認めるという提案（「上書きアプローチ」）により、IFRS第9号の適用の一時的免除は不要となると考えている。彼らは、上書きアプローチの方が、追加的な会計上のミスマッチ及び一時的なボラティリティに関して表明された懸念への適切な対処となると指摘する。その理由は、
- (a) 上書きアプローチは、財務諸表利用者にIFRS第9号が要求している改善された会計処理の便益を提供しながら、保険契約の測定が関連する資産の測定とより密接に合致するまで、より多くのボラティリティを認識することの影響を純損益から除外する。
  - (b) 財務諸表利用者が、保険契約を発行し上書きアプローチを適用する企業を、そうでない企業や同様の金融資産を保有している他の企業と比較することを可能にする。この比較可能性は、企業にIFRS第9号の適用の一時的免除を認める場合には失われることになる。
- AV5 フィネガン氏とトーカー女史は、上書きアプローチの透明性と有用性は、IASBが、純損益の中で報告された上書き修正をIFRS第9号の適用の影響と区分して表示することを要求するならば、増進されるであろうと指摘する。

- AV6 フィネガン氏、マッキントッシュ氏及びトーカー女史は、本公開草案での提案が有効となった場合には、保険契約を発行する企業について3つの異なる報告結果が作成されることになるとも指摘する。(a) 上書きアプローチを使用しないIFRS第9号の適用、(b) 上書きアプローチを使用したIFRS第9号の適用、(c) IFRS第9号の適用の一時的免除の使用、である。彼らは、これは保険契約を発行する企業間の比較可能性と、IFRS第9号の適用の一時的免除を適用する企業と一時的免除を適用せず類似の金融資産を保有している企業との間の比較可能性を著しく低下させる可能性があると考えている。
- AV7 フィネガン氏とマッキントッシュ氏は、IFRS第9号の適用の一時的免除について期限満了日を設定するという本公開草案の提案に反対している。当該提案が一時的免除の利用可能期間を制限する上で有効となる可能性は低いと考えるからである。彼らは、新しい保険契約基準の最終確定がさらに遅延すると、一時的免除が本公開草案で提案されている3年よりも長く存続する結果となる可能性があるかと懸念している。

## 付録 A——報告企業レベルでの支配的の判定

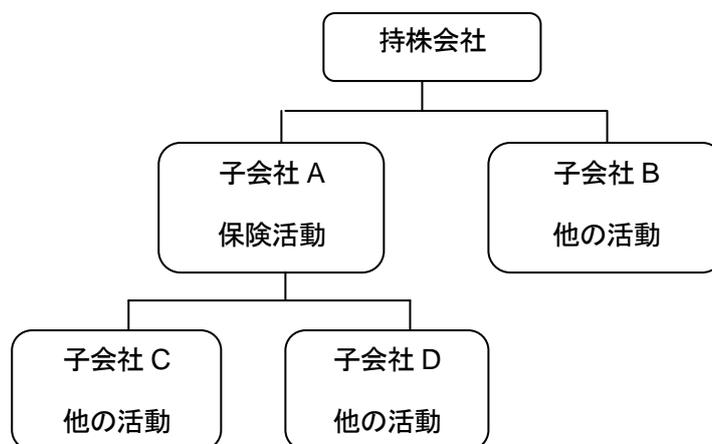
- A1 本公開草案は、企業は IFRS 第 9 号の適用の一時的免除に適格であるかどうかを報告企業レベルで判定すべきであると提案している。IASB がこのアプローチを提案している理由は、BC56 項から BC58 項で論じられている。この付録は、報告企業レベルでの評価がどのように行われるのかを例示している。
- A2 下記のグループ構造を、このアプローチを例示するために使用する。



- A3 IFRS 第 4 号の範囲に含まれる契約の発行がグループ全体の支配的活動である場合には、持株会社は IFRS 第 9 号の適用の一時的免除に適格となり、連結財務諸表において IAS 第 39 号を適用することができる。しかし、これは子会社 A、B、C 及び D の個別財務諸表における会計処理には影響を与えない。
- A4 例えば、IFRS 第 4 号の範囲に含まれる契約の発行が子会社 B の支配的活動ではない場合には、子会社 B は個別財務諸表において IFRS 第 9 号の適用を要求されることになる。しかし、連結上は、一時的免除が適用される場合には、持株会社は、持株会社の連結財務諸表に含めるために子会社 B による IFRS 第 9 号の適用の影響を取り消すことになる。
- A5 IFRS 第 4 号の範囲に含まれる契約の発行がグループ全体としての支配的活動ではない場合には、持株会社は一時的免除に適格とはならず、連結財務諸表においてすべての金融商品に IFRS 第 9 号を適用することを要求されることになる。しかし、これは子会社 A、B、C 及び D の個別財務諸表における会計処理には影響を与えない。
- A6 例えば、子会社 A が自社の連結財務諸表（すなわち、子会社 C 及び D を連結）を発行していて、IFRS 第 4 号の範囲に含まれる契約の発行が当該サブグループの支配的活動である場合には、子会社 A は連結財務諸表において IFRS 第 9 号の適用の一時的免除に適格となる。しかし、子会社 A が一時的免除を適用する場合、連結上は、持株会社は子会社 A による IAS 第 39 号の適用の影響を取り消さなければならない、持株会社の連結財務諸表に含めるために IFRS 第 9 号を適用することになる。

## 付録 B——報告企業よりも下のレベルでの支配的の判定

- B1 本公開草案は、企業は IFRS 第 9 号の適用の一時的免除に適格であるかどうかを報告企業レベルで判定すべきであると提案している。IASB がこのアプローチを提案している理由は、BC56 項から BC58 項で論じられている。
- B2 この付録は、IASB が IFRS 第 9 号の適用の一時的免除への適格性を報告企業よりも下のレベルで判定するアプローチを棄却するに至った考慮事項の一部を説明している。
- B3 IFRS 第 9 号の適用の一時的免除への適格性を報告企業よりも下のレベルで判定するとした場合には、企業は一時的免除に適格となる金融商品に一時的免除を適用することを選択できることになり、一時的免除に適格でない金融資産に IFRS 第 9 号を適用することを要求されることになる。したがって、このような企業は同時に 2 つの基準（IFRS 第 9 号と IAS 第 39 号）を金融商品の会計処理に適用することになる。
- B4 IASB は、一時的免除への適格性を報告企業よりも下のレベルで判定するとした場合には、一時的免除の適用を選択する企業には、企業の中で適格となる部分のすべてが保有している金融商品に一時的免除を適用することを要求すべきであると考え。言い換えると、企業は適格となる部分の一部が保有している金融商品にだけ一時的免除を適用して、それ以外の部分には適用しないという選択をすることはできないことになる。これは、利益操作の機会を削減するのに役立つであろう。
- B5 下記のグループ構造を、このアプローチを例示するために使用する。



- B6 IFRS 第 4 号の範囲に含まれる契約の発行がグループ全体としての支配的活動ではない場合には、持株会社は本公開草案で提案している IFRS 第 9 号の適用の一時的免除に適格とはならない。しかし、一時的免除への適格性が報告企業よりも下のレベルで評価されとした場合には、持株会社がグループの一部に一時的免除を適用することができる可能性がある。例えば、IFRS 第 4 号の範囲に含まれる契約の発行が子会社 A 及びその子会社の支配的活動である場合には、連結財務諸表において、持株会社は、
- 子会社 A とその子会社が保有している金融商品のすべてに IAS 第 39 号を適用することを選択できる。
  - 他の金融商品（すなわち、子会社 B 及び持株会社自身が保有している金融商品）のすべてに IFRS 第 9 号を適用することになる。

- B7 IASB は、報告企業の中で一時的免除に適格となる部分と適格とならない部分との間での金融商品の移転により、分類及び測定の変更による利得及び損失が生じる可能性があることに留意している。一部の財務諸表利用者は、このような移転が利益操作に利用される可能性があり、財務諸表の理解可能性を低下させる可能性があるという懸念を表明してきた。さらに、IFRS における基礎となっている原則の 1 つは、首尾一貫した会計方針が連結財務諸表において適用されるということである。したがって、一時的免除への適格性が報告企業よりも下のレベルで評価されるとした場合には、IASB は、下記の両者の間での金融商品の移転に関して有用な情報が財務諸表利用者に提供されるようにするための会計処理の要求事項を導入することが必要となると考える。
- (a) 報告企業の中で一時的免除が適用される部分
  - (b) 報告企業の中で一時的免除に適格ではない部分
- B8 IASB は、金融商品の移転に係る利得又は損失の認識は、報告企業の部分間での金融商品の移転時に分類及び測定の変更を禁止することによって避けられることに留意した。しかし、移転時に分類及び測定の変更を禁止すると、次のような結果となる。
- (a) 禁止がなければ一時的免除の範囲に含まれないはずの金融商品が IAS 第 39 号を適用して会計処理される結果となる。
  - (b) 禁止がなければ一時的免除に適格となるはずの金融商品が IFRS 第 9 号を適用して会計処理される結果となる。
  - (c) 金融商品の会計処理に適用する基準（すなわち、IAS 第 39 号又は IFRS 第 9 号）を、報告企業のどこで金融商品を当初認識するかを選択して、その後に当該金融商品を報告企業の中の当該金融商品の利用が意図されている部分に移転することによって、「選択」できる機会を企業に与えることになる。
- B9 移転時に分類及び測定の変更を禁止する代わりに、IASB は、報告企業の部分間での移転を公正価値で報告して、それにより生じた収益又は費用を純損益報告書の本体で区分して報告すべきであると示唆した。移転の後は、金融商品は報告企業の中の当該金融商品が移転された部分に適用される基準を適用して会計処理されることになる。このアプローチは、内部での移転時の収益及び費用の認識に関する懸念に対処することにはならず、企業が金融商品にどの基準を適用すべきなのかを選択することを依然として認めることになるが、次のような効果がある。
- (a) IFRS 第 9 号の適用の一時的免除の目的と整合的となる。その目的とは、保険活動に関連していない金融資産が IFRS 第 9 号に基づいて会計処理されることを確保し、保険活動に関連している金融資産を IAS 第 39 号に基づいて会計処理することを認めることである。
  - (b) 移転が生じたという事実と金融商品の移転が純損益計算書の本体に与えた財務上の影響の両方に関する透明性を提供することになる。
  - (c) 金融商品を同一の報告企業の中だけではなく報告企業の同一の部分の中でも IAS 第 39 号と IFRS 第 9 号の両方に基づいて会計処理とした場合に生じることとなる財務諸表利用者にとっての複雑性の増大が避けられる。
- B10 さらに、IASB は、一時的免除への適格性を報告企業よりも下のレベルで評価するならば、本公開草案で提案している要求事項を超えた追加的な表示及び開示の要求事項が必要になることに留意している。企業の中の一時的免除を適用する部分と適用しない部分との間での移転の影響を財務諸表利用者が理解できるようにするためである。

B11 IASB は、一時的免除に適格となり得る金融商品の識別についての下記のような代替的なアプローチを議論したが、棄却した。

- (a) 法的構造を基礎とし規制を参照する。報告企業の中の法的企業（及びその子会社）が保有している金融商品は、当該法的企業が保険企業として規制されている場合には、一時的免除に適格ということになる（しかし、法的企業の子会社のうち、例えば、銀行として規制されている子会社が保有している金融商品は、一時的免除に適格とはならない）。IASB は、保険と銀行の規制の運用方法は世界中で異なっているため、法域が異なるとこのアプローチの適用は異なったものとなる可能性があることに留意した。
- (b) セグメント報告を基礎とする。報告企業は、保険活動に従事している識別された事業セグメントに配分されている金融商品に IAS 第 39 号を適用することを選択でき、報告企業が保有している他のすべての金融商品に IFRS 第 9 号を適用することになる。しかし、IASB は、報告企業がセグメントを業種別や行っている活動の種類別以外の基礎で識別する可能性があることに留意している。例えば、報告企業は、セグメントを地理的ベース又は市場ベースで識別する可能性がある。このような企業は一時的免除に適格とならないことになる。さらに、IASB は、このアプローチは、一時的免除に適格となる金融商品を識別する際に企業に柔軟性を与えることになることに留意している。これは企業間の比較可能性を低下させ、利益操作の機会を提供する可能性がある。